

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 9 月22日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア 3 通貨コース アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「アジア・ハイ・インカム・ファンド」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース：アジア3通貨コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース：円コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）：マネーブルファンド

なお、「アジア3通貨コース」および「円コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

*上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日^{（注1）}の翌営業日の基準価額^{（注2）}とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注1）各コースにつき、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

（注2）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(5)【申込手数料】**[各コース]**

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

[マネープールファンド]

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成26年9月23日から平成27年9月18日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

〔各コース〕

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

〔マネーボールファンド〕

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	---------------------

単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回 （ 隔月 ）	欧州	ファミリーファン ド	あり （フルヘッジ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式	年 1 回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回	日本	
中小型株			
	年 4 回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年 6 回	欧州	
公債	（ 隔月 ）		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	（ 毎月 ）	オセアニア	
（ ）			
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
	その他	アフリカ	
その他資産	（ ）		
（投資信託証券		中近東	
（債券 一般））		（中東）	
資産複合		エマージング	
（ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



各コースは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド(PIMCO Asia High Income Bond Fund)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの運用はパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)（所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）が行い、主に米ドル建てのアジア地域の債券を投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドにおいて米ドル以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。一部、アジア地域以外の債券等へ投資する場合があります。

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの運用は大和住銀投信投資顧問が行い、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

- 外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます（当ファンドの信託期間が終了する数ヶ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。）。

- 各コースの運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

ピムコジャパンリミテッドの概要

- ・ ピムコジャパンリミテッドは、世界有数の資産運用グループであるPIMCOグループのグローバル拠点の1つとして1997年に設立されました。
- ・ 所在地：東京都港区

PIMCOの概要

- ・ パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)は、米国カリフォルニア州ニューポートビーチを本拠とした世界最大級の債券運用残高を有する運用会社です。
- ・ PIMCOグループの運用資産残高は約1.54兆ドル(約158兆円)*を超え、ニューポートビーチ、ニューヨーク、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港、リオデジャネイロなどの拠点到2,400名以上のスタッフを擁しています(平成26年3月末現在)。

*アリアンツ・グループ関係会社からの受託分を含めた運用資産総額は約1.94兆ドル(約200兆円)となります。
(為替レートは平成26年3月末のWMロイターレート(1米ドル=102.985円)を使用)

- ◆ マネープールファンド
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色

2

為替取引手法の異なる2つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。

- 各コースが投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。

アジア3通貨コース

取引対象通貨

中国元、インドルピー、
インドネシアルピア

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対
中国、インド、インドネシアの各通貨
で為替取引を行う外国投資信託証
券に投資します。



円コース

取引対象通貨

円

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対
円で為替取引を行う外国投資信託
証券に投資します。



- 外国投資信託証券において行われる為替取引とは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行いますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各取引対象通貨の為替リスクがあります。
- アジア3通貨コースの通貨配分は、概ね中国元20%程度、インドルピー40%程度、インドネシアルピア40%程度とすることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が上記の配分から大きく乖離する場合があります。）。したがって、円と取引対象通貨配分に応じた為替リスクがあります。また、将来、上記の配分は見直される場合があります。
- 円コースでは、原則として米ドル売り、円買いの為替取引を行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。アジア3通貨コースにおいても、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。
※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

特色

3

各コースは、毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 各コースの決算日は毎月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

各コース

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

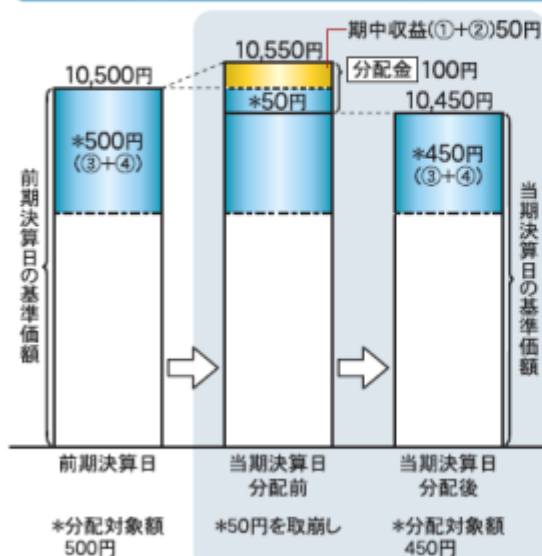
（イメージ図）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

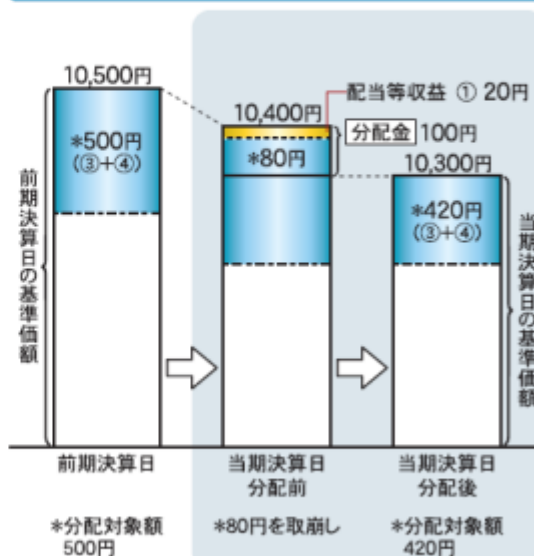
分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

・ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



・ 前期決算日から基準価額が下落した場合



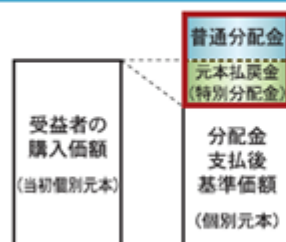
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

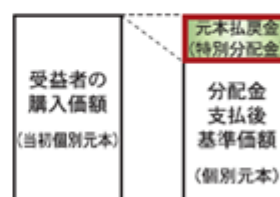
（イメージ図）

・ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

・ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



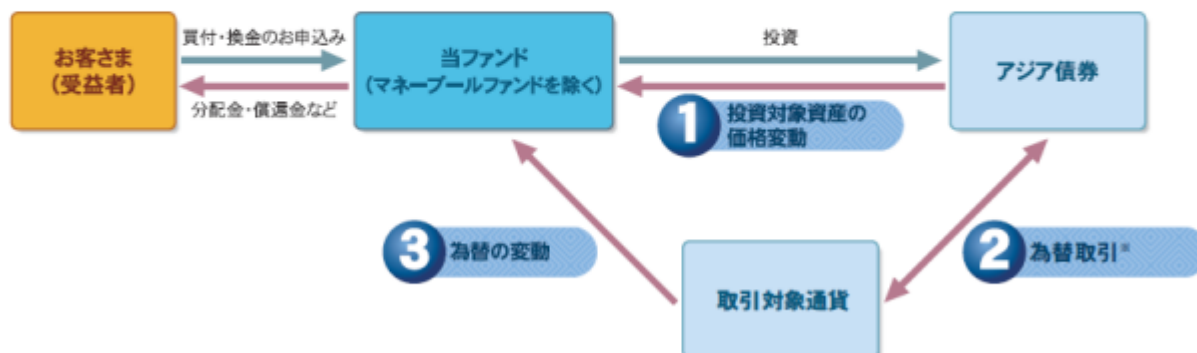
普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 当ファンド(マネーパールファンドを除く)は主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券への投資に加えて、為替取引の対象として円以外にアジア3通貨から構成される通貨バスケットから選択することができるよう設計された投資信託です。

当ファンド(マネーパールファンドを除く)のイメージ図



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンド(マネーパールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

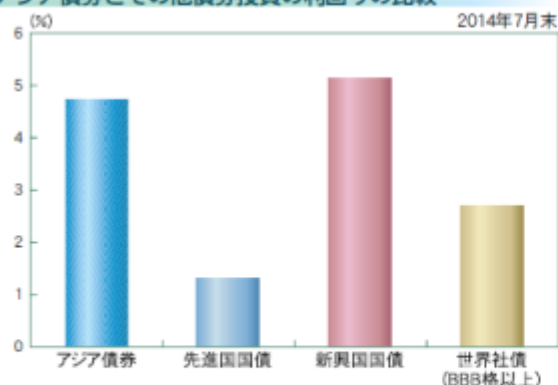
収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 アジア債券の利息収入、 値上がり／値下がり	債券価格の上昇 金利の低下 債券の発行体の信用力上昇	債券価格の下落 金利の上昇 債券の発行体の信用力低下
+	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利
+	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高
3 為替差益／差損		

※円コースは、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

1 アジア債券について

アジア債券とその他債券投資の利回りの比較



(出所) Bloombergのデータを元に大和住銀投信投資顧問作成。

※アジア債券：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス、先進国国債：シティグループ世界国債インデックス、新興国国債：JPモルガンEMBGローバル・ダイバーシファイド、世界社債 (BBB格以上)：BofA Merrill Lynch・グローバル・コーポレート・インデックス。

※BofA Merrill Lynch・グローバル・コーポレート・インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許諾を受けて利用しています。

アジア債券インデックスの推移



(出所) Bloombergのデータを元に大和住銀投信投資顧問作成。

※アジア債券インデックス：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス。

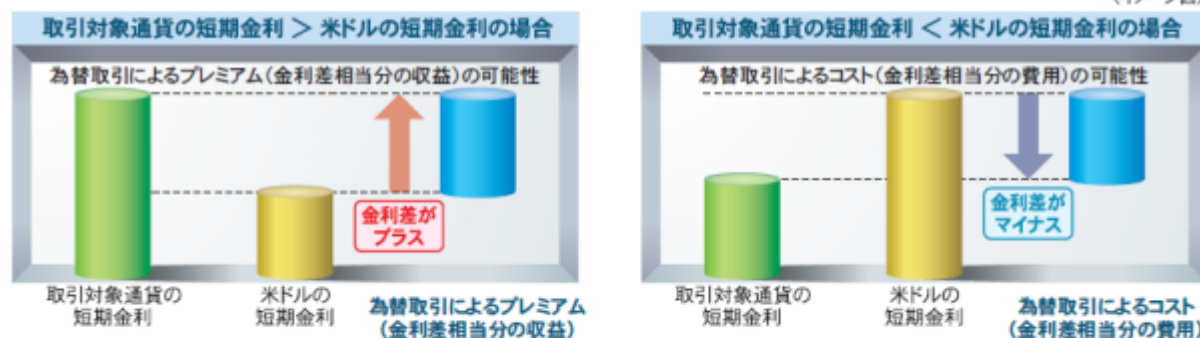
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

2 為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルと米ドルより高い金利の通貨で為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルと米ドルよりも低い金利の通貨で為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ

(イメージ図)



●主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

3 主要通貨の為替レート(対円)の推移について

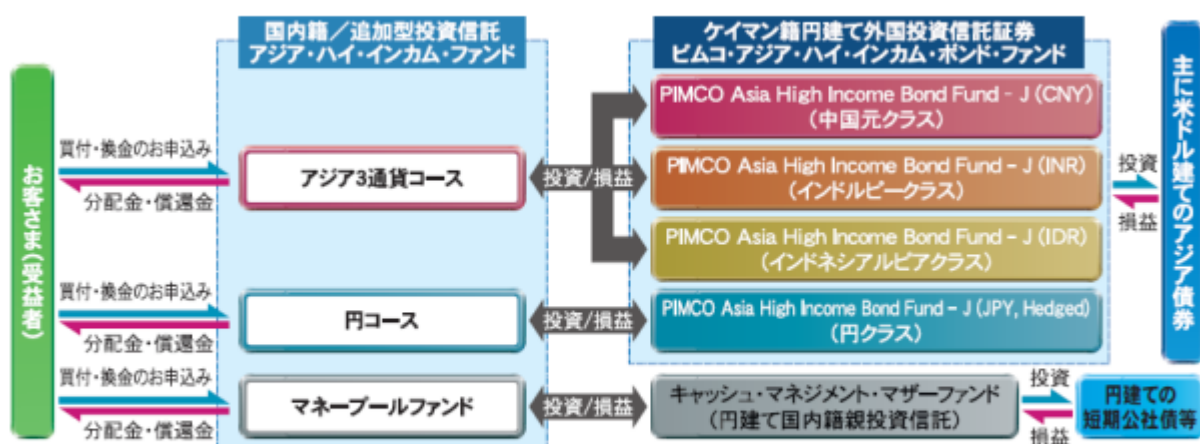
為替相場の推移(2009年7月末～2014年7月末)



(出所) Bloombergのデータを元に大和住銀投信投資顧問作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの仕組み



●各コースは、主に各取引対象通貨で為替取引が行われている外国投資信託証券へ投資します。また、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。

●マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託金の限度額

[各コース]

信託金の限度額は、各々につき2,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネープールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

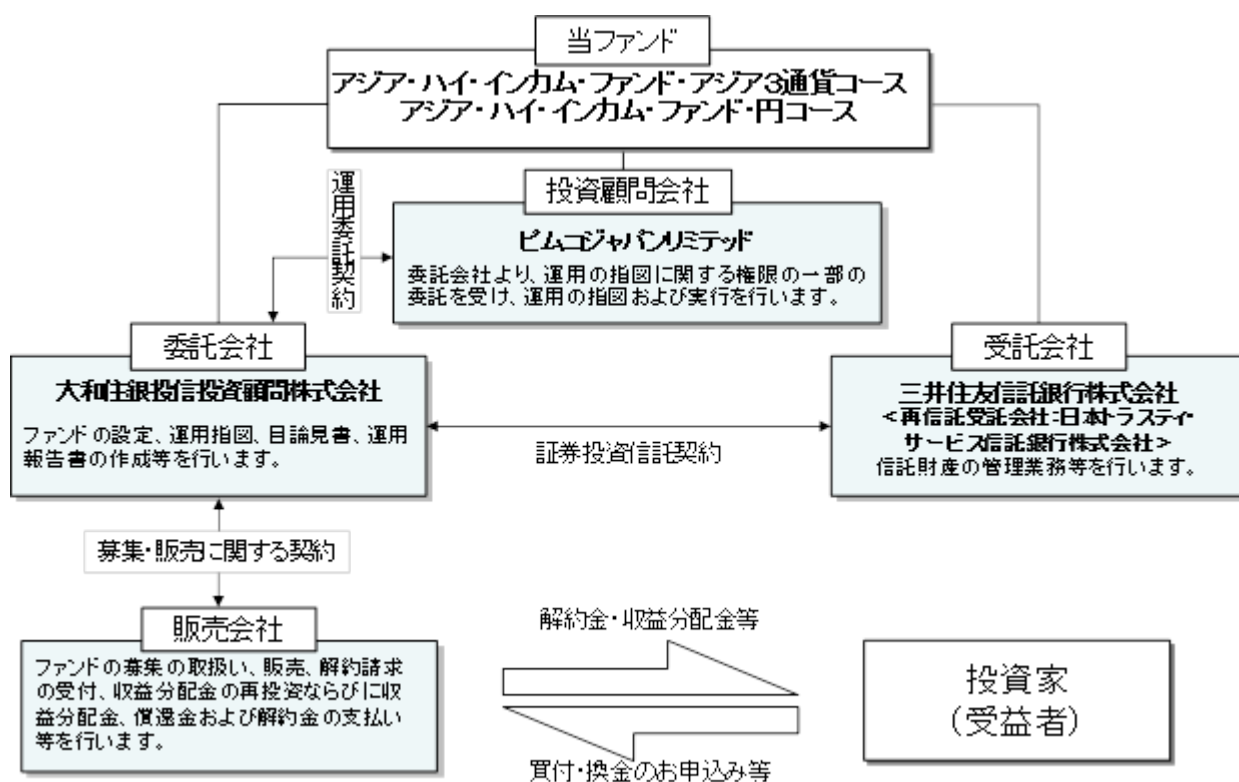
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年7月30日 信託契約締結

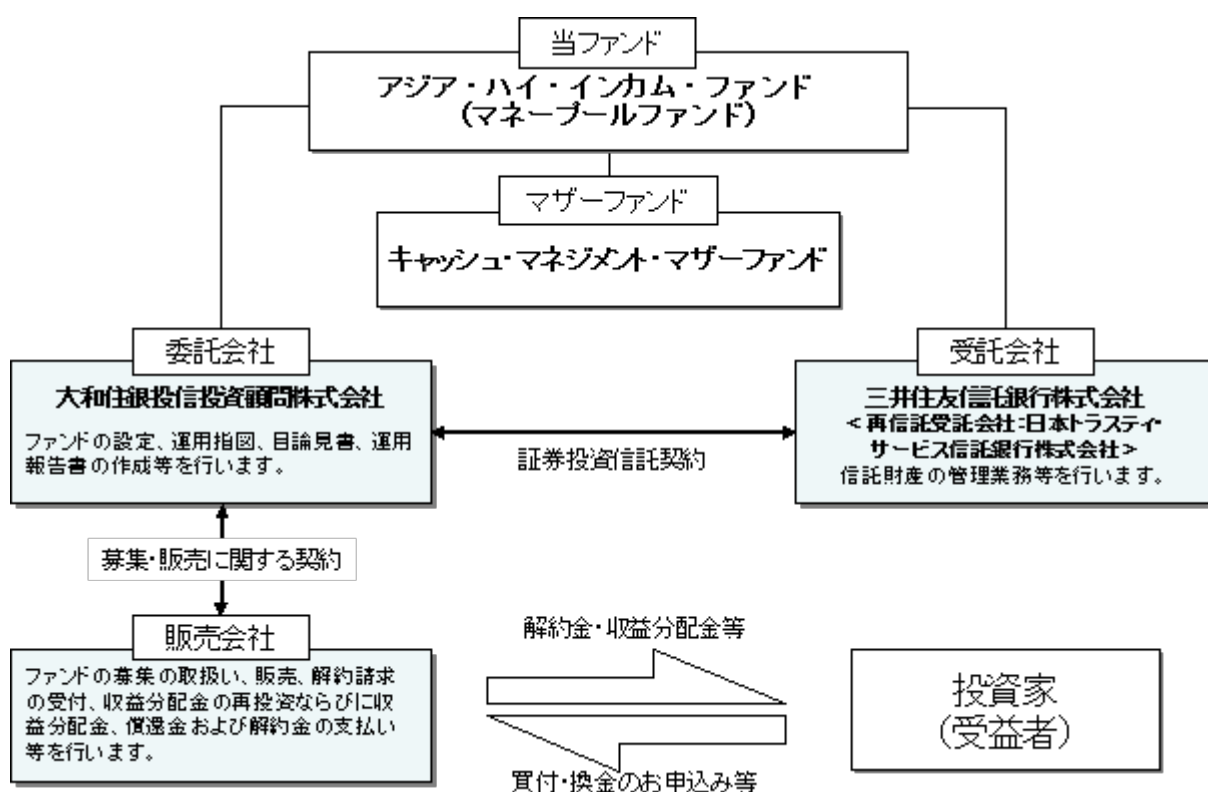
平成22年7月30日 当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

〔各コース〕



〔マネープールファンド〕



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	アジア3通貨コースおよび円コースの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

委託会社等の概況（平成26年7月末現在）

- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革
 - 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
 - 平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[アジア3通貨コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[円コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各コースにおいて、「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

アジア3通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)
円コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)

[マネーブルファンド]

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[各コース]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

[マネーブルファンド]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま。
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

[各コース]

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[マネーブルファンド]

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
 - ２．地方債証券
 - ３．特別の法律により法人の発行する債券
 - ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
 - ５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 - ６．コマーシャル・ペーパー
 - ７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - ８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - ９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

[各コース]

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

[マネーブルファンド]

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 1 から 6 までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成26年 7 月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド (PIMCO Asia High Income Bond Fund) の概要>

ファンド名	PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (CNY) (中国元クラス) PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (INR) (インドルピークラス) PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (IDR) (インドネシアルピアクラス) PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (JPY, Hedged) (円クラス)										
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託証券 / 円建て										
運用目的	主に米ドル建てのアジア地域の債券（事業債、ソブリン債等）に投資することで、高水準のインカムゲインと中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。										
主要投資対象	米ドル建てのアジア地域の債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。										
投資方針	1. 主に米ドル建てのアジア地域（除く日本）の債券に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、2 年以上 8 年以内で調整します。 ・米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ・同一発行体の債券（国債、政府保証債等を除く。）への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・同一国の国債、政府保証債等への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の40%以内とします。 ・一部、アジア地域以外の債券等に投資する場合があります。この場合の投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします（キャッシュ運用目的を除く。）。 ・実質的にアジア地域の債券へ投資する仕組債等に投資する場合があります。 2. 各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引が行われます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス</th><th>為替予約取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J (CNY)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (INR)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (IDR)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (JPY, Hedged)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。</td></tr> </tbody> </table> 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。	クラス	為替予約取引等	J (CNY)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。	J (INR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。	J (IDR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。	J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
クラス	為替予約取引等										
J (CNY)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。										
J (INR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。										
J (IDR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。										
J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。										
主な投資制限	・株式への投資割合は、転換社債等の転換等により取得した場合に限りファンドの純資産総額の 5 % 以内とします。 ・転換社債への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・流動性のない資産（ファンドが時価評価した金額とほぼ同金額で 7 日以内に処分できない証券）への投資は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。										

運用開始日	2010年 7 月30日
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
その他費用	信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などはファンドから負担されます。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO） （所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）

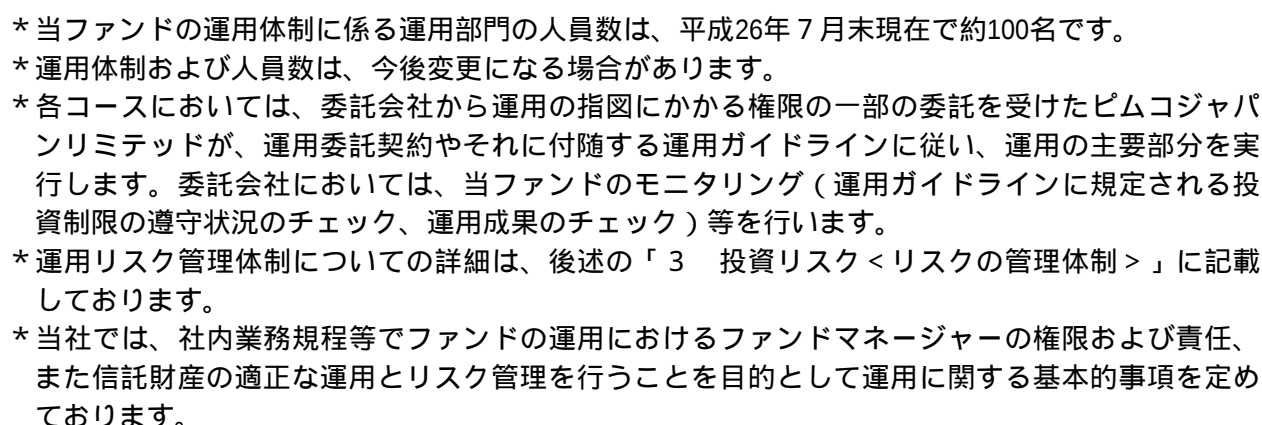
PIMCOにおける運用プロセス

- ・ 年に1度の長期経済予測会議において長期的傾向（人口動態、政治的要因など）の評価・分析を行い、向こう3 - 5年の見通しを策定します。
- ・ 四半期毎の短期経済予測会議において主要経済圏について向こう6 - 12ヵ月の経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての予測・分析を行います。
- ・ 経済予測会議の終了後、インベストメント・コミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。
- ・ 各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。
- ・ 個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高／割安分析、流動性等を勘案して決定します。

< キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要 >

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年 2 月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

(3) 【運用体制】



毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

各コースは毎月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、マネーブルファンドは毎年6月、12月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔各コース〕

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

〔マネーブルファンド〕

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

〔各コース〕

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。
- (二)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ニ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転

換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヲ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま。

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りま。
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

[各コース]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

(4)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

□アジア3通貨コース

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

□円コース

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

(5)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制

・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

〔マネーボールファンド〕

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1)為替取引に関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア3通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

(2) 繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3) 換金請求の受付に関する留意点

[各コース]

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

[マネープールファンド]

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(6) その他

委託会社は投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対して、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

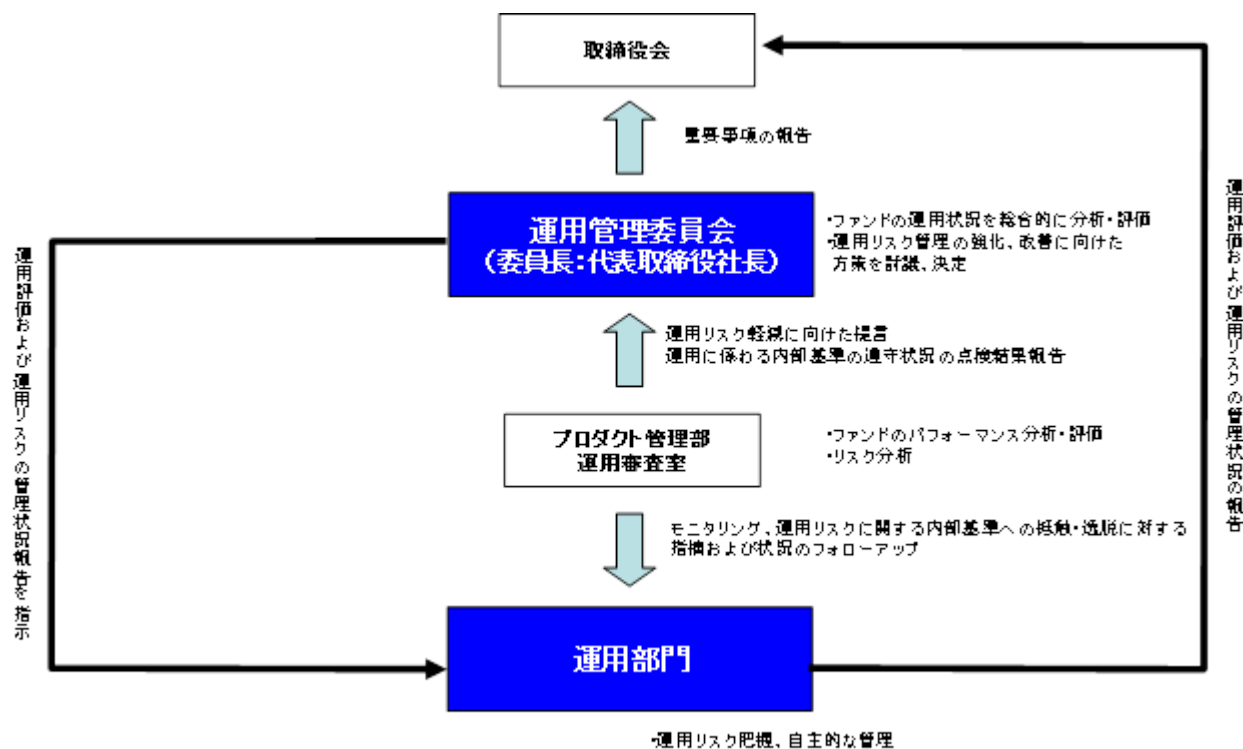
< リスクの管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (24名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (18名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (4名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。

プロダクト管理部 (12名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (5名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (19名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

〔各コース〕

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

〔マネープールファンド〕

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

〔各コース〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.701%（税抜1.575%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.95%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

〔マネーブルファンド〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% （税抜）	年率0.27% （税抜）	年率0.06% （税抜）	年率0.60% （税抜）
1.00%未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45% 45% 10%			コールレートに 0.60を乗じて得た率 （税抜）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

各コースの委託会社の報酬には、ピムコジャパンリミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、各コースが主要投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額の合計額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）または信託終了時に、マネーブルファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各コース	年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率
マネーブルファンド	年率0.00648%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などは当ファンドが投資対象とする投資信託証券から負担されます。

信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース】

(1)【投資状況】

(平成26年7月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	77,546,637	0.88%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,736,971,391	99.14%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,828,606	0.02%
純資産総額		8,812,689,422	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年7月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	4,827,226,800	0.7279 3,513,738,390	0.7423 3,583,250,453	- -	40.66%
2	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	4,695,140,773	0.7379 3,464,544,378	0.7410 3,479,099,312	- -	39.48%
3	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,855,330,851	0.8873 1,646,235,067	0.9026 1,674,621,626	- -	19.00%
4	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	76,212,912	1.0175 77,546,639	1.0175 77,546,637	- -	0.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.14%
親投資信託受益証券	0.88%
合計	100.02%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成26年7月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成26年7月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成22年7月30日)	2,178	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成22年12月21日)	27,630	28,428	0.9724	1.0124
第2特定期間末 (平成23年6月21日)	34,159	36,317	0.9258	0.9858
第3特定期間末 (平成23年12月21日)	21,745	23,710	0.7719	0.8319
第4特定期間末 (平成24年6月21日)	17,830	19,334	0.7622	0.8222
第5特定期間末 (平成24年12月21日)	12,836	14,011	0.8306	0.8906
第6特定期間末 (平成25年6月21日)	15,579	16,610	0.8461	0.9061
平成25年7月末日	14,972	-	0.8347	-
平成25年8月末日	13,218	-	0.7611	-
平成25年9月末日	13,172	-	0.7959	-
平成25年10月末日	13,379	-	0.8299	-
平成25年11月末日	12,420	-	0.8232	-

第7特定期間末 （平成25年12月24日）	11,641	12,620	0.8355	0.8955
平成25年12月末日	11,677	-	0.8435	-
平成26年1月末日	10,783	-	0.8067	-
平成26年2月末日	10,722	-	0.8210	-
平成26年3月末日	10,222	-	0.8412	-
平成26年4月末日	9,814	-	0.8294	-
平成26年5月末日	9,584	-	0.8351	-
第8特定期間末 （平成26年6月23日）	9,067	9,802	0.8213	0.8813
平成26年6月末日	8,982	-	0.8183	-
平成26年7月末日	8,812	-	0.8329	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0400
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0600
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	0.0600
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	0.0600
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	0.0600
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	0.0600
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	0.0600
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	0.0600

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	1.2%
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	1.4%
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	10.1%
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	6.5%
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	16.8%
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	9.1%
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	5.8%
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	5.5%

（注）収益率＝（当特定期末分配基準価額－前特定期末分配基準価額）÷前特定期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	28,727,812,650	312,067,103
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	17,035,121,134	8,554,699,016
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	3,697,961,084	12,422,077,720
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	3,417,405,937	8,197,542,155
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	924,718,479	8,861,019,010
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	8,326,262,860	5,368,482,194
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	502,236,811	4,982,796,309
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	421,231,830	3,314,376,026

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース】

（1）【投資状況】

（平成26年7月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	11,695,866	0.74%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,548,315,422	98.48%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		12,197,850	0.78%
純資産総額		1,572,209,138	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年7月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,742,617,245	0.8860 1,543,959,050	0.8885 1,548,315,422	- -	98.48%

2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	11,494,709	1.0174 11,695,866	1.0175 11,695,866	- -	0.74%
---	--------------------------------	--------------------	------------	----------------------	----------------------	--------	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.48%
親投資信託受益証券	0.74%
合計	99.22%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年7月30日）	121	-	1.0000	-
第1特定期間末 （平成22年12月21日）	7,812	7,933	0.9993	1.0233
第2特定期間末 （平成23年6月21日）	6,831	7,119	0.9700	1.0060
第3特定期間末 （平成23年12月21日）	4,791	5,000	0.9271	0.9631
第4特定期間末 （平成24年6月21日）	3,891	4,055	0.9426	0.9786
第5特定期間末 （平成24年12月21日）	3,565	3,698	0.9736	1.0096
第6特定期間末 （平成25年6月21日）	3,498	3,640	0.9133	0.9493
平成25年7月末日	3,109	-	0.9063	-
平成25年8月末日	2,590	-	0.8817	-
平成25年9月末日	2,324	-	0.8983	-
平成25年10月末日	2,244	-	0.9079	-
平成25年11月末日	2,154	-	0.9023	-
第7特定期間末 （平成25年12月24日）	2,027	2,127	0.9021	0.9381
平成25年12月末日	2,025	-	0.9029	-
平成26年1月末日	1,929	-	0.8855	-
平成26年2月末日	1,865	-	0.8878	-
平成26年3月末日	1,801	-	0.8812	-
平成26年4月末日	1,729	-	0.8813	-
平成26年5月末日	1,675	-	0.8900	-
第8特定期間末 （平成26年6月23日）	1,599	1,671	0.8913	0.9273
平成26年6月末日	1,604	-	0.8939	-
平成26年7月末日	1,572	-	0.8912	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0240
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0360
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	0.0360
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	0.0360
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	0.0360
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	0.0360
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	0.0360
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	0.0360

【収益率の推移】

期間	収益率
----	-----

第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	2.3%
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.7%
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	0.7%
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	5.6%
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	7.1%
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	2.5%
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	2.7%
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	2.8%

（注）収益率＝（当特定期末分配基準価額－前特定期末分配基準価額）÷前特定期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	7,862,458,629	43,640,856
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	1,881,284,885	2,657,463,174
第3特定期間（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	961,394,235	2,836,328,316
第4特定期間（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	699,590,135	1,738,417,163
第5特定期間（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	914,412,894	1,381,292,298
第6特定期間（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	970,926,494	802,641,806
第7特定期間（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	67,551,519	1,650,383,346
第8特定期間（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	24,164,074	477,559,427

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）】

（1）【投資状況】

（平成26年7月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	12,362,687	100.00%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		608	0.00%
純資産総額		12,362,079	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年7月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	12,150,061	1.0174 12,362,687	1.0175 12,362,687	- -	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年7月30日）	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成22年12月21日）	1	-	1.0003	-

第2計算期間末 （平成23年6月21日）	5	-	1.0008	-
第3計算期間末 （平成23年12月21日）	31	-	1.0010	-
第4計算期間末 （平成24年6月21日）	25	-	1.0013	-
第5計算期間末 （平成24年12月21日）	2	-	1.0018	-
第6計算期間末 （平成25年6月21日）	26	-	1.0020	-
平成25年7月末日	28	-	1.0020	-
平成25年8月末日	28	-	1.0021	-
平成25年9月末日	24	-	1.0022	-
平成25年10月末日	24	-	1.0021	-
平成25年11月末日	3	-	1.0021	-
第7計算期間末 （平成25年12月24日）	7	-	1.0022	-
平成25年12月末日	7	-	1.0021	-
平成26年1月末日	3	-	1.0022	-
平成26年2月末日	3	-	1.0022	-
平成26年3月末日	11	-	1.0023	-
平成26年4月末日	4	-	1.0022	-
平成26年5月末日	3	-	1.0022	-
第8計算期間末 （平成26年6月23日）	12	-	1.0023	-
平成26年6月末日	12	-	1.0023	-
平成26年7月末日	12	-	1.0022	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0%
第2期（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0%
第3期（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	0.0%
第4期（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	0.0%
第5期（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	0.0%
第6期（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	0.0%
第7期（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	0.0%
第8期（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	0.0%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	1,000,000	0
第2期（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	55,312,876	50,852,190
第3期（平成23年6月22日～平成23年12月21日）	50,436,262	24,884,191
第4期（平成23年12月22日～平成24年6月21日）	1,741,111	7,571,781
第5期（平成24年6月22日～平成24年12月21日）	49,939	22,594,589
第6期（平成24年12月22日～平成25年6月21日）	31,273,924	7,619,964
第7期（平成25年6月22日～平成25年12月24日）	8,804,659	28,008,133
第8期（平成25年12月25日～平成26年6月23日）	18,411,757	13,164,973

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（1）投資状況

（平成26年7月未現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	3,930,052,640	65.73%
社債券	日本	200,910,100	3.36%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,847,914,960	30.91%
純資産総額		5,978,877,700	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成26年7月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	455 国庫短期証券 日本	国債証券 -	990,000,000	99.99 989,972,280	99.99 989,975,250	- 2014/09/01	16.56%
2	404 国庫短期証券 日本	国債証券 -	990,000,000	99.99 989,934,660	99.99 989,936,640	- 2014/10/20	16.56%
3	465 国庫短期証券 日本	国債証券 -	750,000,000	99.99 749,953,500	99.99 749,955,750	- 2014/10/14	12.54%
4	323 2年国債 日本	国債証券 -	700,000,000	100.02 700,182,000	100.02 700,175,000	0.1000 2014/12/15	11.71%
5	319 2年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	100.00 500,015,000	100.00 500,010,000	0.1000 2014/08/15	8.36%
6	31 野村ホールディング 日本	社債券 -	100,000,000	100.57 100,575,000	100.53 100,539,300	0.8100 2015/06/22	1.68%
7	13 リコーリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.37 100,371,000	100.37 100,370,800	0.6080 2015/05/21	1.68%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
国債証券	65.73%
社債券	3.36%
合計	69.09%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成26年7月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2014年7月31日現在

基準価額・純資産の推移(設定日～2014年7月31日)

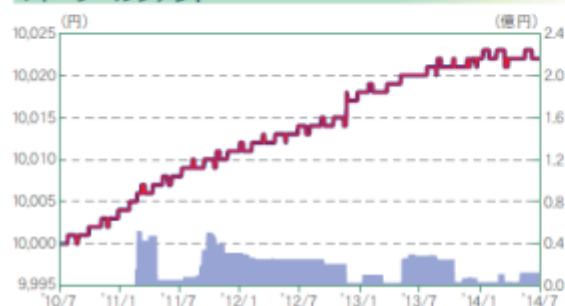
アジア3通貨コース



円コース



マネーボールファンド



■ 純資産総額:右目盛 — 基準価額(信託報酬控除後):左目盛 — 基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算):左目盛

*基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

	アジア3通貨コース	円コース
2014年 7月	100円	60円
2014年 6月	100円	60円
2014年 5月	100円	60円
2014年 4月	100円	60円
2014年 3月	100円	60円
直近1年間累計	1,200円	720円
設定来累計	4,700円	2,820円

*分配金は1万口当たり、税引前

	マネーボールファンド
2014年 6月	0円
2013年12月	0円
2013年 6月	0円
2012年12月	0円
2012年 6月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

アジア3通貨コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	40.7%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	39.5%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	19.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.9%

マネーボールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

*投資比率は全て純資産総額対比

円コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY,Hedged)	98.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

■ 参考情報（上位10銘柄）

ビムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	BIG WILL INVESTMENTS LTD	中国	事業債	10.875%	2016/4/29	2.8%
2	SHIMAO PPTY HLDNG	中国	事業債	9.650%	2017/8/3	2.5%
3	SRILANKAN AIRLINES LTD SR UNSEC REGS	スリランカ	準国債	5.300%	2019/6/27	2.5%
4	SM INVESTMENTS CORP SR UNSEC	フィリピン	事業債	4.875%	2024/6/10	2.5%
5	GEMDALE INT INVESTMENT	中国	事業債	7.125%	2017/11/16	2.5%
6	BHARTI AIRTEL INTERNATIO	インド	事業債	5.125%	2023/3/11	2.4%
7	ROAD KING INFRASTRUCTURE SR UNSEC REGS	中国	事業債	9.875%	2017/9/18	2.4%
8	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD SR UNSEC REGS	中国	事業債	12.500%	2017/10/16	2.2%
9	PERTAMINA PT SR UNSEC REGS	インドネシア	準国債	4.875%	2022/5/3	2.2%
10	CHINA RESOURCES POWER CO GTD	中国	準国債	7.250%	永久債	2.1%

*投資比率はビムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*準国債：政府による出資が50%以上の企業の発行する債券

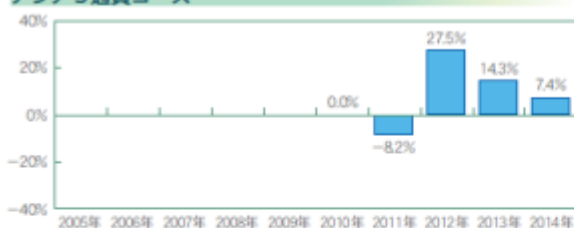
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	455 国庫短期証券	国債証券	16.6%
2	404 国庫短期証券	国債証券	16.6%
3	465 国庫短期証券	国債証券	12.5%
4	323 2年国債	国債証券	11.7%
5	319 2年国債	国債証券	8.4%
6	31 野村ホールディング	社債券	1.7%
7	13 リコーリース	社債券	1.7%

*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

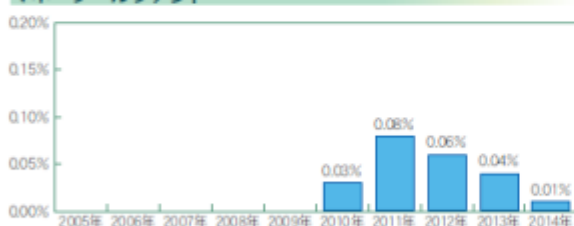
アジア3通貨コース



円コース



マネーボールファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2010年は当初設定日（2010年7月30日）から年末までの収益率、2014年は7月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースにおいては、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所

またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネーボールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドはアジア3通貨コース、円コース、マネーボールファンドの3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

〔各コ－ス〕

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続 >

□ 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□ 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

- 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。
- 解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

- 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。
- 解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
アジア3通貨コース 円コース	投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成22年7月30日）から、平成32年8月21日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前にアジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他信託契約の解約」をご参照ください。）。

また、各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

（4）【計算期間】

〔各コース〕

計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

〔マネープールファンド〕

計算期間は、原則として毎年6月22日から12月21日、12月22日から翌年6月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

信託契約の解約

〔各コース〕

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 二．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前二．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前二．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前二．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

[マネープールファンド]

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 八．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 二．前八．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前八．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前八．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

運用にかかる報告等開示方法

[各コース]

委託会社は、特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

[マネープールファンド]

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ロ．運用委託契約

各コースにおける委託会社とピムコジャパンリミテッドとの間の運用委託契約は、2ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、信託期間終了日まで存続します。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年12月25日から平成26年6月23日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年12月25日から平成26年6月23日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年 6 月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	268,273,216	210,640,921
投資信託受益証券	11,528,755,177	8,971,656,157
親投資信託受益証券	91,650,347	79,422,574
未収入金	63,689,297	21,835,296
流動資産合計	11,952,368,037	9,283,554,948
資産合計	11,952,368,037	9,283,554,948
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	139,328,354	110,396,912
未払解約金	152,802,885	90,783,775
未払受託者報酬	290,230	232,474
未払委託者報酬	17,994,849	14,413,711
その他未払費用	605,079	507,961
流動負債合計	311,021,397	216,334,833
負債合計	311,021,397	216,334,833
純資産の部		
元本等		
元本	13,932,835,448	11,039,691,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,291,488,808	1,972,471,137
（分配準備積立金）	832,836,539	752,882,281
元本等合計	11,641,346,640	9,067,220,115
純資産合計	11,641,346,640	9,067,220,115
負債純資産合計	11,952,368,037	9,283,554,948

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成25年 6 月22日 平成25年12月24日	自 至	当期 平成25年12月25日 平成26年 6 月23日
営業収益				
受取配当金		1,247,362,732		947,045,962
受取利息		23,515		17,347
有価証券売買等損益		409,080,316		290,155,241
営業収益合計		838,305,931		656,908,068
営業費用				
受託者報酬		1,842,042		1,370,484
委託者報酬		114,210,072		84,971,825
その他費用		605,079		507,961
営業費用合計		116,657,193		86,850,270
営業利益又は営業損失（ ）		721,648,738		570,057,798
経常利益又は経常損失（ ）		721,648,738		570,057,798
当期純利益又は当期純損失（ ）		721,648,738		570,057,798
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		9,524,763		11,808,447
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,833,712,411		2,291,488,808
剰余金増加額又は欠損金減少額		899,764,042		568,019,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		899,764,042		568,019,137
剰余金減少額又は欠損金増加額		90,345,019		71,550,447
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		90,345,019		71,550,447
分配金		979,319,395		735,700,370
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,291,488,808		1,972,471,137

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成25年12月25日から平成26年 6 月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年 6 月23日現在
1. 元本状況		
期首元本額	18,413,394,946円	13,932,835,448円
期中追加設定元本額	502,236,811円	421,231,830円
期中一部解約元本額	4,982,796,309円	3,314,376,026円
2. 受益権の総数	13,932,835,448口	11,039,691,252口
3. 元本の欠損	2,291,488,808円	1,972,471,137円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成25年 6 月22日 至 平成25年12月24日	当期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日																																
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 43,469,870円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 32,538,853円																																
2. 分配金の計算過程 第35期計算期間末（平成25年 7 月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,791,639,486円（1万口当たり988.89円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い181,177,379円（1万口当たり100円）を分配しております。	2. 分配金の計算過程 第41期計算期間末（平成26年 1 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,505,762,103円（1万口当たり1,105.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い136,248,172円（1万口当たり100円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>219,360,895円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>682,516,745円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>889,761,846円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,791,639,486円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(988.89円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>181,177,379円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(100円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	219,360,895円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	682,516,745円	分配準備積立金	889,761,846円	分配可能額	1,791,639,486円	（1万口当たり分配可能額）	(988.89円)	収益分配金	181,177,379円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>161,822,446円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>532,966,409円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>810,973,248円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,505,762,103円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(1,105.16円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>136,248,172円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(100円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	161,822,446円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	532,966,409円	分配準備積立金	810,973,248円	分配可能額	1,505,762,103円	（1万口当たり分配可能額）	(1,105.16円)	収益分配金	136,248,172円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)
配当等収益（費用控除後）	219,360,895円																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																
収益調整金	682,516,745円																																
分配準備積立金	889,761,846円																																
分配可能額	1,791,639,486円																																
（1万口当たり分配可能額）	(988.89円)																																
収益分配金	181,177,379円																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																
配当等収益（費用控除後）	161,822,446円																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																
収益調整金	532,966,409円																																
分配準備積立金	810,973,248円																																
分配可能額	1,505,762,103円																																
（1万口当たり分配可能額）	(1,105.16円)																																
収益分配金	136,248,172円																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																
第36期計算期間末（平成25年 8 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,749,600,943円（1万口当たり1,003.05円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い174,427,717円（1万口当たり100円）を分配しております。	第42期計算期間末（平成26年 2 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,467,174,749円（1万口当たり1,121.71円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い130,798,439円（1万口当たり100円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>199,108,411円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	199,108,411円	有価証券売買等損益	0円	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>152,439,314円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	152,439,314円	有価証券売買等損益	0円																								
配当等収益（費用控除後）	199,108,411円																																
有価証券売買等損益	0円																																
配当等収益（費用控除後）	152,439,314円																																
有価証券売買等損益	0円																																

収益調整金	659,107,177円
分配準備積立金	891,385,355円
分配可能額	1,749,600,943円
（１万口当たり分配可能額）	(1,003.05円)
収益分配金	174,427,717円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第37期計算期間末（平成25年９月24日）に、投資信託約款に基づき計算した1,707,815,753円（１万口当たり1,026.18円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い166,424,644円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	204,826,163円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	633,846,303円
分配準備積立金	869,143,287円
分配可能額	1,707,815,753円
（１万口当たり分配可能額）	(1,026.18円)
収益分配金	166,424,644円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第38期計算期間末（平成25年10月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,709,865,063円（１万口当たり1,048.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い163,105,901円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	199,211,616円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	625,596,320円
分配準備積立金	885,057,127円
分配可能額	1,709,865,063円
（１万口当たり分配可能額）	(1,048.32円)
収益分配金	163,105,901円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第39期計算期間末（平成25年11月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,647,255,691円（１万口当たり1,063.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い154,855,400円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	178,702,352円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	597,603,475円
分配準備積立金	870,949,864円
分配可能額	1,647,255,691円
（１万口当たり分配可能額）	(1,063.74円)
収益分配金	154,855,400円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第40期計算期間末（平成25年12月24日）に、投資信託約款に基づき計算した1,513,617,414円（１万口当たり1,086.37円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い139,328,354円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	170,853,267円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	541,452,521円
分配準備積立金	801,311,626円
分配可能額	1,513,617,414円
（１万口当たり分配可能額）	(1,086.37円)
収益分配金	139,328,354円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

収益調整金	513,684,416円
分配準備積立金	801,051,019円
分配可能額	1,467,174,749円
（１万口当たり分配可能額）	(1,121.71円)
収益分配金	130,798,439円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第43期計算期間末（平成26年３月24日）に、投資信託約款に基づき計算した1,387,898,386円（１万口当たり1,139.10円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い121,842,048円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	142,945,409円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	485,073,461円
分配準備積立金	759,879,516円
分配可能額	1,387,898,386円
（１万口当たり分配可能額）	(1,139.10円)
収益分配金	121,842,048円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第44期計算期間末（平成26年４月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,385,492,903円（１万口当たり1,159.71円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い119,469,044円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	144,073,453円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	478,422,359円
分配準備積立金	762,997,091円
分配可能額	1,385,492,903円
（１万口当たり分配可能額）	(1,159.71円)
収益分配金	119,469,044円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第45期計算期間末（平成26年５月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,375,948,705円（１万口当たり1,176.57円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い116,945,755円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	136,650,181円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	475,972,489円
分配準備積立金	763,326,035円
分配可能額	1,375,948,705円
（１万口当たり分配可能額）	(1,176.57円)
収益分配金	116,945,755円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第46期計算期間末（平成26年６月23日）に、投資信託約款に基づき計算した1,316,247,757円（１万口当たり1,192.29円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い110,396,912円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	127,746,637円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	452,968,564円
分配準備積立金	735,532,556円
分配可能額	1,316,247,757円
（１万口当たり分配可能額）	(1,192.29円)
収益分配金	110,396,912円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年 6月23日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成25年12月24日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	9,008
投資信託受益証券	268,448,790
合計	268,457,798

当期（平成26年 6月23日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	7,799
投資信託受益証券	131,943,941
合計	131,936,142

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成25年12月24日現在）
該当事項はありません。当期（平成26年 6月23日現在）
該当事項はありません。（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自 平成25年12月25日 至 平成26年 6月23日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年 6月23日現在
1口当たり純資産額 0.8355円 「1口＝1円（10,000口＝8,355円）」	1口当たり純資産額 0.8213円 「1口＝1円（10,000口＝8,213円）」

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	5,008,801,375	3,705,010,377	
	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	4,880,287,659	3,524,055,718	
	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	1,937,933,788	1,742,590,062	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	78,056,584	79,422,574	
合計		4 銘柄	11,905,079,406	9,051,078,731	

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成25年12月24日現在 金額（円）	平成26年 6 月23日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,242,269,796	1,879,762,807
国債証券	5,034,144,030	3,929,990,740
未収利息	666,300	190,568
前払費用	67,123	-
流動資産合計	7,277,147,249	5,809,944,115
資産合計	7,277,147,249	5,809,944,115
負債の部		
流動負債		
未払解約金	53,805,049	20,086,863
流動負債合計	53,805,049	20,086,863
負債合計	53,805,049	20,086,863
純資産の部		
元本等		
元本	7,101,503,732	5,690,432,346
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	121,838,468	99,424,906
元本等合計	7,223,342,200	5,789,857,252
純資産合計	7,223,342,200	5,789,857,252
負債純資産合計	7,277,147,249	5,809,944,115

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成25年12月25日 至 平成26年 6月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年12月24日現在	平成26年 6月23日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	9,372,163,677円	7,101,503,732円
期中追加設定元本額	7,050,765,614円	3,221,590,498円
期中一部解約元本額	9,321,425,559円	4,632,661,884円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	4,863,461円	8,833,454円
S M B C ファンドラップ・欧州株	7,428,951円	13,397,703円
S M B C ファンドラップ・新興国株	3,265,633円	5,792,075円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	927,998円	1,520,836円
S M B C ファンドラップ・米国債	6,462,666円	9,503,041円
S M B C ファンドラップ・欧州債	5,186,861円	7,410,155円
S M B C ファンドラップ・新興国債	2,283,134円	3,892,592円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	7,317,440円	11,159,632円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	1,907,390円	5,468,802円
S M B C ファンドラップ・日本債	17,564,393円	34,889,075円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	465,692,060円	359,440,565円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	1,406,224,536円	1,065,568,197円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	23,042,603円	21,507,438円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	2,574,724,864円	1,848,977,699円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	48,786,106円	33,806,280円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	466,834,278円	336,894,514円
エマージング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド）	1,385,217,306円	1,293,741,495円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	90,920,674円	171,971,417円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	4,956,180円	4,630,797円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	5,778,483円	4,709,346円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	3,582,264円	3,488,558円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	5,135,173円	7,735,660円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	10,179,814円	5,027,347円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界 6 地域通貨コース）	62,434,041円	100,558,432円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネー・プールファンド）	40,003,359円	38,167,457円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア 3 通貨コース	90,100,617円	78,056,584円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	13,710,438円	11,578,330円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）	6,989,007円	12,151,363円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルCBオープン（マネーボールファンド）	78,228,085円	13,996,916円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	2,713,779円	2,883,710円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	2,634,177円	1,859,344円
カナダ高配当株ファンド	-	984円
短期米ドル社債オープン（毎月分配型）	-	98,290円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（適格機関投資家限定）	98,377円	98,377円
大和住銀ボラティリティ調整型日本株F-1（適格機関投資家限定）	139,912,797円	55,219,094円
合計	7,101,503,732円	5,690,432,346円
2. 受益権の総数	7,101,503,732口	5,690,432,346口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成25年12月25日 至 平成26年6月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年6月23日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年12月24日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	1,442,660
合計	1,442,660

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年7月26日から平成25年12月24日まで）を指しております。

（平成26年6月23日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	18,620
合計	18,620

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年7月26日から平成26年6月23日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成25年12月24日現在）

該当事項はありません。

（平成26年6月23日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成25年12月25日 至 平成26年6月23日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成25年12月24日現在	平成26年6月23日現在
1口当たり純資産額 1.0172円 「1口＝1円（10,000口＝10,172円）」	1口当たり純資産額 1.0175円 「1口＝1円（10,000口＝10,175円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	319 2年国債	500,000,000	500,025,000	
	国債証券	323 2年国債	700,000,000	700,126,000	
	国債証券	404 国庫短期証券	990,000,000	989,907,930	
	国債証券	423 国庫短期証券	750,000,000	749,987,250	
	国債証券	455 国庫短期証券	990,000,000	989,944,560	
合計 5銘柄			3,930,000,000	3,929,990,740	

<参考>

当ファンドは、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)」、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)」および「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2014年2月28日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

これら投資信託の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、2014年2月28日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド

（単位：千米ドル）

資産の部

投資 時価評価額

有価証券

119,224

金融デリバティブ商品

取引所取引または中央清算取引

15

店頭取引

3,281

差入委託証拠金

335

有価証券売却に係る未収入金

2,000

受益証券発行に係る未収入金

482

未収利息および未収配当金

2,186

合計

負債の部

（単位：千米ドル）

貸借およびその他金融取引

買現先取引契約に係る未払金

1,086

金融デリバティブ商品

取引所取引または中央清算取引

4

店頭取引

217

有価証券購入に係る未払金

1,274

受入証拠金

1,960

受益証券買戻に係る未払金

188

合計

4,729

純資産**122,794****有価証券簿価****120,079****金融デリバティブ商品の簿価またはプレミアム****(2)****純資産：**

（単位：千米ドル）

J (CNY)

20,426

J (IDR)

41,749

J (INR)

42,452

J (JPY, Hedged)

18,154

USD(USD)

13

発行済受益証券残高：

（証券数）

J (CNY)

2,278,852

J (IDR)

5,633,453

J (INR)

5,980,599

J (JPY, Hedged)

2,094,704

USD(USD)

1

損益計算書**ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド**

（単位：千米ドル）

収益：

受取利息

9,004

収益合計

9,004

費用：

支払利息

3

費用合計

3

純利益**9,001****実現（損）益：**

（単位：千米ドル）

有価証券

(1,857)

取引所取引または中央清算取引 金融デリバティブ商品

(148)

店頭取引 金融デリバティブ商品

(16,278)

外国為替

50

実現損

(18,233)

未実現（損）益の変動額：

有価証券

(6,009)

取引所取引または中央清算取引 金融デリバティブ商品

429

店頭取引 金融デリバティブ商品

2,642

外国為替 資産及び負債

9

未実現損の変動額

(2,929)

純損失

(21,162)

運用による純資産の減少額**(12,161)**

純資産変動計算書

純資産の増加（減少）額：		ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド
運用：		（単位；千米ドル）
純利益		9,001
実現損		(18,233)
未実現損の変動額		(2,929)
運用による正味減少額		(12,161)
受益者への分配金：		
分配金		
J (CNY)		(4,459)
J (IDR)		(9,810)
J (INR)		(10,693)
J (JPY, Hedged)		(2,630)
USD(USD)		(1)
分配総額		(27,593)
ファンド受益証券取引		（単位；千米ドル）
ファンド受益証券取引による純減額		(39,770)
純資産の総減少額		(79,524)

純資産	
期首現在	202,318
期末現在	122,794

残高のゼロは、実際の金額が千未満であり切り捨てられている場合がある。

1. 重要な会計方針

以下は、本トラストが米国で一般に認められた会計原則（「USGAAP」）に準拠してその財務諸表を作成するにあたって継続して従っている重要な会計方針の要約である。USGAAPに従って財務諸表を作成するために、経営者は、決算日における資産・負債の報告額、偶発資産・負債の開示並びに報告期間における運用に伴う純資産の増加および減少の報告額に影響を与える見積もり及び仮定を行っている。

このような見積もりと実績は異なる可能性がある。

(a) 証券取引および投資収益

有価証券取引は財務報告の目的上、約定日基準で計上される。発行時または遅延引渡基準で売買される有価証券は、約定日から15日経過後またはそれ以降に決済される場合がある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は配当落ち日に計上される。ただし、例外的に、外国証券からの配当金の一部については、配当落ち日ではなく、配当日が確認できた時点で当該配当金を計上している。償却原価法によるディスカウント及びプレミアムの調整による利息収入は、決済日から発生主義で計上される。特定の外国証券の税金は発生主義で計上され、必要に応じて、損益計算書において利息収入の構成要素または有価証券からの未実現損益の変動として反映される。特定の外国証券を売却した結果計上される税金は、損益計算書において有価証券実現損益の一部として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に係る元本返済による損益は、損益計算書において利息収入の構成要素として計上される。

予め定められた利払い日において、利息の全部もしくは一部の回収可能性が損なわれたと判断される場合、未収利息を不計上とする債権として分類し、計上されている未収利息を取り消す処理を行う。発行体が利息の支払いを復活した時、または、利息の回収可能性が合理的に確信された時、未収利息の計上を再開する。

(b) 現金及び外国通貨

ファンドの財務諸表は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。当ファンドの機能通貨は、米ドルである。

外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の市場価格は、毎営業日の最新の為替レートに基づいてファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益並びに利益及び費用は、各取引日及び報告日に

それぞれ換算される。有価証券への投資に関する外国通貨の為替レートの変動の影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格の変動の影響からは分離されず、実現及び未実現純損益に含まれる。

(c) 複数クラスによる運営

本トラストにより募集される当ファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラスに係る特定の資産および損益を除いて、当ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、クラス以外のファンドに係る特定の費用並びに実現および未実現損益は、それぞれのファンドの各クラスの対応する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。クラスに係る特定の費用は、現在、マネジメント報酬、投資顧問報酬、管理報酬および販売報酬を含む。

(d) 分配方針

ファンドからの分配は、パシフィック・インベストメント・マネージメント会社（以下、「投資顧問会社」または「ピムコ」という。）の承認でのみ受益者に公表し、分配することができ、その承認は投資顧問会社の裁量において留保されることもある。

毎月宣言して分配するファンド
ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド ・ J (CNY) ・ J (IDR) ・ J (INR) ・ J (JPY , Hedged) ・ USD (USD)

分配金が支払われる場合、通常当該ファンド（または該当する場合はそのクラス）の投資純利益から支払われる。さらに投資顧問会社は、分配可能な純実現益からの支払を承認でき、投資顧問会社が適切と判断した場合、配当の追加が支払われることがある。分配金の支払はどのファンド（または該当する場合はそのクラス）に対しても基準価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、当ファンド（または該当する場合はそのクラス）の現金分配は、当ファンド（または該当する場合はそのクラス）に再投資するか、または現金で受益者に支払われる。現金による支払いは、ファンド通貨で支払われる。

ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、分配金について、合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配をすることがある。目論見書により要求される当ファンド（または該当する場合はそのクラス）の分配金を支払うために十分な純利益および純実現益が存在しない場合、投資顧問会社は、ファンド（または該当する場合はそのクラス）の元本部分から分配金を支払うことがある。

支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（または該当する場合はそのクラス）の利益として計上される。

(e) 新会計基準

2011年12月、米国財務会計基準審議会（FASB）は財政状態計算書（財務諸表）の相殺（ネッティング）の対象となる金融商品及びデリバティブ商品に関する情報の開示を強化するためにFASB会計基準変更書案（ASU）を公表した。この情報によって、財務諸表利用者は、ネッティング契約が企業の財政状態に与える影響ないし潜在的影響を評価できるようになる。ASUは、2013年1月1日以降に開始する中間期または事業年度から適用される。

財務諸表は、公正価値測定については質的にも量的にも開示を強化するために修正されてきた。公正価値については、有価証券明細表を参照のこと。

2013年6月、FASBは、企業が投資企業であるかどうかを決定すること、および他の投資企業に対する非支配持分の測定に関するASUを公表した。この改正は、2013年12月15日以降に開始する中間会計期間または事業年度から適用される。同時に、経営者はこの改正が財務諸表に与える影響について検討することになる。

有価証券明細表

2014年2月28日

	額面 (000s)	評価 (000s)
有価証券	97.1%	
バミューダ	3.7%	
CORPORATE BONDS & NOTES	3.7%	
FPMH Finance Ltd.		

7.375% due
07/24/2017 USD 1,255 USD 1,394

Li & Fung Ltd.

6.000% due
05/25/2018 (a) 3,100 3,201

パミューダ 計
(原価 USD4,527) **4,595**

ブラジル 0.5%**CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%****Tonon Bioenergia S.A.**

9.250% due
01/24/2020 400 348

USJ Acucar e Alcool S.A.

9.875% due
11/09/2019 300 275

ブラジル 計
(原価 USD730) **623**

イギリス領バージン諸島 10.1%**CORPORATE BONDS & NOTES 10.1%****Big Will Investments Ltd.**

10.875% due
04/29/2016 3,600 3,928

FPC Finance Ltd.

6.000% due
06/28/2019 800 850

FPT Finance Ltd.

6.375% due
09/28/2020 1,550 1,632

Road King Infrastructure Finance 2012 Ltd.

9.875% due
09/18/2017 3,100 3,383

Studio City Finance Ltd.

8.500% due
12/01/2020 900 1,008

Yingde Gases Investment Ltd.

8.125% due
04/22/2018 1,600 1,648

イギリス領バージン

諸島 計
(原価 USD12,286) **12,449**

ブルガリア 0.5%**CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%****Vivacom**

6.625% due
11/15/2018 EUR 400 570

ブルガリア 計
(Cost USD560) **570**

ケイマン諸島 29.6%**CORPORATE BONDS & NOTES 29.6%****Agile Property Holdings Ltd.**

9.875% due
03/20/2017 USD 2,600 2,782

Baidu, Inc.

3.250% due
08/06/2018 300 307

Central China Real Estate Ltd.

6.500% due
06/04/2018 600 570
8.000% due
01/28/2020 3,400 3,274

China Shanshui Cement Group Ltd.

8.500% due
05/25/2016 800 825
10.500% due
04/27/2017 1,200 1,293

Country Garden Holdings Co. Ltd.

11.125% due
02/23/2018 3,050 3,363

Fantasia Holdings Group Co. Ltd.

10.625% due
01/23/2019 2,600 2,535

Greentown China Holdings Ltd.

8.000% due
03/24/2019 USD 500 USD 494
8.500% due
02/04/2018 3,300 3,333

Kaisa Group Holdings Ltd.

12.875% due
09/18/2017 1,900 2,171

Longfor Properties Co. Ltd.

6.750% due
01/29/2023 1,600 1,448
6.875% due
10/18/2019 1,800 1,795

MCE Finance Ltd.

5.000% due
02/15/2021 1,700 1,704

MIE Holdings Corp.

9.750% due
05/12/2016 1,110 1,171

Mongolian Mining Corp.

8.875% due
03/29/2017 700 488

Shimao Property Holdings Ltd.

6.625% due
01/14/2020 200 190
9.650% due
08/03/2017 2,400 2,571

Sunac China Holdings Ltd.

12.500% due
10/16/2017 2,400 2,625

Yuzhou Properties Co. Ltd.

8.750% due
10/04/2018 200 197
11.750% due
10/25/2017 2,900 3,172

ケイマン諸島 計 **36,308**
(原価 USD37,292)

チェコ共和国 0.4%

CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%

RPG Byty Sro				
6.750% due				
05/01/2020	EUR	300		433
チェコ共和国 計				433
(原価 USD392)				

ドミニカ共和国 0.5%				
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%				
Aeropuertos Dominicanos Siglo XXI S.A.				
9.250% due				
11/13/2019	USD	800		656
ドミニカ共和国 計				656
(原価 USD860)				

香港 8.0%				
CORPORATE BONDS & NOTES 8.0%				
China Overseas Finance Cayman II Ltd.				
5.500% due				
11/10/2020		745		770
China Resources Power East Foundation Co. Ltd.				
7.250% due				
05/09/2016 (a)		2,000		2,090
CITIC Telecom International Finance Ltd.				
6.100% due				
03/05/2025		600		540
Franshion Development Ltd.				
6.750% due				
04/15/2021		1,000		1,000
Franshion Investment Ltd.				
4.700% due				
10/26/2017		1,100		1,100
Gemdale International Investment Ltd.				
7.125% due				
11/16/2017		3,300		3,354
Wharf Finance Ltd.				
4.625% due				
02/08/2017		940		998
香港 計				9,852
(原価 USD9,978)				

インド 3.5%				
CORPORATE BONDS & NOTES 3.5%				
Bharti Airtel International Netherlands BV				
5.125% due				
03/11/2023	USD	2,750	USD	2,663
ICICI Bank Ltd.				
4.750% due				
11/25/2016		825		869
Indian Railway Finance Corp. Ltd.				
3.917% due				
02/26/2019		200		203
State Bank of India				
4.125% due				
08/01/2017		500		514
インド 計				4,249
(原価 USD4,152)				

インドネシア 7.4%**CORPORATE BONDS & NOTES 7.4%****Berau Coal Energy Tbk PT**

7.250% due

03/13/2017 1,300 1,297

Gajah Tunggal Tbk PT

7.750% due

02/06/2018 623 629

Indosat Palapa Co. BV

7.375% due

07/29/2020 1,500 1,622

Listrindo Capital BV

6.950% due

02/21/2019 2,000 2,113

Pertamina Persero PT

4.875% due

05/03/2022 2,200 2,135

TBG Global Pte Ltd.

4.625% due

04/03/2018 (b) 1,350 1,326

インドネシア 計 9,122

(原価 USD8,788)

アイルランド 1.6%**CORPORATE BONDS & NOTES 1.6%****Alfa Bank OJSC Via Alfa Bond Issuance PLC**

7.750% due

04/28/2021 400 430

EDC Finance Ltd.

4.875% due

04/17/2020 1,200 1,145

Vnesheconombank Via VEB Finance PLC

6.902% due

07/09/2020 400 434

アイルランド 計 2,009

(原価 USD1,994)

カザフスタン 1.8%**CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%****Zhaikmunai LLP**

7.125% due

11/13/2019 2,100 2,192

カザフスタン 計 2,192

(原価 USD2,173)

オランダ 1.9%**CORPORATE BONDS & NOTES 1.9%****Hyva Global BV**

8.625% due

03/24/2016 1,000 1,006

Indo Energy Finance BV

7.000% due

05/07/2018 1,000 1,000

Nostrum Oil & Gas Finance BV

6.375% due

02/14/2019 300 304

オランダ 計	2,310
(原価 USD2,235)	

フィリピン 1.9%
CORPORATE BONDS & NOTES 1.9%

Energy Development Corp.

6.500% due

01/20/2021	USD 1,910	USD 1,977
------------	-----------	-----------

Power Sector Assets & Liabilities Management Corp.

7.250% due

05/27/2019	330	396
------------	-----	-----

フィリピン 計	2,373
(原価USD2,515)	

ルーマニア 0.1%
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%

Cable Communications Systems NV

7.500% due

11/01/2020	EUR 100	146
------------	---------	-----

ルーマニア 計	146
(原価 USD146)	

ロシア 2.1%
CORPORATE BONDS & NOTES 2.1%

ALROSA Finance S.A.

7.750% due

11/03/2020	USD 1,100	1,210
------------	-----------	-------

Polyus Gold International Ltd.

5.625% due

04/29/2020	500	492
------------	-----	-----

VimpelCom Holdings BV

7.504% due

03/01/2022	800	837
------------	-----	-----

ロシア 計	2,539
(原価 USD2,590)	

シンガポール 5.8%
CORPORATE BONDS & NOTES 5.8%

Alam Synergy Pte Ltd.

6.950% due

03/27/2020	2,000	1,865
------------	-------	-------

STATS ChipPAC Ltd.

4.500% due

03/20/2018	1,500	1,507
------------	-------	-------

Theta Capital Pte Ltd.

6.125% due

11/14/2020	1,843	1,760
------------	-------	-------

Yanlord Land Group Ltd.

10.625% due

03/29/2018	1,800	1,951
------------	-------	-------

シンガポール 計	7,083
(原価 USD7,232)	

韓国 1.2%
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%

Kookmin Bank

1.114% due		
01/27/2017	1,000	1,005

SK Broadband Co. Ltd.

2.875% due		
10/29/2018	500	501

韓国 計		1,506
(原価 USD1,496)		

スウェーデン 0.5%**CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%****Eileme 2 AB**

11.750% due		
01/31/2020	EUR 400	670

スウェーデン 計		670
(原価 USD642)		

トリニダード・トバゴ 0.1%**CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%****Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.**

9.750% due		
08/14/2019	USD 100	125

トリニダード・トバゴ計	USD	125
(原価 USD126)		

イギリス 4.5%**CORPORATE BONDS & NOTES 4.5%****Afren PLC**

6.625% due		
12/09/2020	USD 700	705

Vedanta Resources PLC

6.000% due		
01/31/2019	1,000	994
8.250% due		
06/07/2021	3,151	3,330
9.500% due		
07/18/2018	400	452

イギリス 計		5,481
(原価 USD5,436)		

アメリカ 7.5%**U.S. TREASURY OBLIGATIONS 7.5%****U.S. Treasury Notes**

0.250% due		
08/31/2014	2,500	2,502
0.250% due		
09/30/2014	100	100
0.250% due		
10/31/2014	100	100
0.250% due		
11/30/2014	200	200
0.250% due		
01/15/2015	2,600	2,603
0.250% due		
01/31/2015	2,300	2,303
0.250% due		
02/28/2015	400	400
0.500% due		
08/15/2014	400	401
0.625% due		
07/15/2014	566	567

アメリカ 計	9,176
(原価 USD9,173)	

SHORT-TERM INSTRUMENTS 3.9%**COMMERCIAL PAPER 3.0%****Federal Home Loan Bank**

0.100% due

08/01/2014	3,300	3,299
------------	-------	-------

0.130% due

07/25/2014	400	400
		3,699

TIME DEPOSITS 0.6%**Bank of Nova Scotia**

0.020% due

03/03/2014	EUR	3	4
------------	-----	---	---

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.

0.030% due

03/03/2014	USD	68	68
------------	-----	----	----

Citibank N.A.

0.030% due

03/03/2014		101	101
------------	--	-----	-----

DBS Bank Ltd.

0.030% due

03/03/2014		271	271
------------	--	-----	-----

Deutsche Bank AG

0.020% due

03/03/2014	EUR	7	10
------------	-----	---	----

DnB NORBank ASA

0.030% due

03/03/2014	USD	69	69
------------	-----	----	----

Nordea Bank AB

0.005% due

03/03/2014	/	5	0
------------	---	---	---

0.020% due

03/03/2014	EUR	7	10
------------	-----	---	----

0.030% due

03/03/2014	USD	184	184
------------	-----	-----	-----

Sumitomo Mitsui Banking Corp.

0.005% due

03/03/2014	/	7	0
------------	---	---	---

0.020% due

03/03/2014	EUR	7	10
			727

U.S. TREASURY BILLS 0.3%

0.140% due

06/26/2014	USD	331	331
------------	-----	-----	-----

Total Short-Term Instruments	USD	4,757
(原価 USD4,756)		

有価証券 計	97.1%	USD	119,224
(Cost USD120,079)			

金融デリバティブ資産 (c)(e)

2.5%	3,075
------	-------

(原価またはプレミアム（純額）
USD(2))

その他資産・負債（純額） 0.4%		495
純資産 100.0%	USD	122,794

有価証券明細表に対する注記 (単位：1,000*、契約額を除く):

- * 残高のゼロは、実際の金額が千未満であり切り捨てられている場合がある。.
- (a) 永久債、記載している日付は次回の契約上の任意償還日。

貸借取引 及びその他金融取引

リバースレポ取引:

取引先	貸借料率	貸借日	満期日	貸借額 ⁽²⁾	リバースレポ取引に	
					対する支払い	
BRC	(1.000%)	02/18/2014	N/A ⁽¹⁾	USD (1,086)	USD	(1,086)
リバースレポ取引 計					USD	(1,086)

- (1) Open maturity reverse repurchase agreement.
- (2) 2014年2月28日に終了した年度における未決済の貸借取引の平均は、550 アメリカ・ドルで加重平均利率は (1.178%).

貸借取引及びその他金融取引の要約

貸借取引及びその他金融取引の評価額の取引先別及び2014年2月28日現在の担保の（受入）差入の要約は以下の通り。

- (b) 2014年2月28日現在、1,081 アメリカ・ドル相当の有価証券が以下の取引に係る担保として差し入れられている。

取引先	リバースレポ 取引に係る 受取	リバースレポ 取引に係る 支払	Sale- Buyback 取 引に係る支 払	Payable for Short Sales	貸借取引及び その他金融取 引 計	担保差入	エクスポー ジャー（純額） (3)
Global/Master Agreement							
BRC	USD 0	USD (1,086)	USD 0	USD 0	USD (1,086)	USD 1,081	USD (5)
貸借取引及びその他金融取引 計	USD 0	USD (1,086)	USD 0	USD 0			

(3) エクスポージャー（純額）とは、デフォルトなどのな出来事が生じた場合に取引先からまたは取引先に対して義務が生じる受取額または支払額の純額のことである。貸借取引及びその他金融取引に係るエクスポージャーは、法的に同一な企業に対する同一の契約に基づいた取引のみ相殺することができる。相殺に関する詳細は財務諸表の注記7の「主なリスク」を参照。

(c) 金融デリバティブ取引: 取引所取引または精算所決済取引

先物取引:

							変動証拠金		
銘柄	タイプ	満期月	契約数	評価損			資産	負債	
10-Year USD Deliverable Interest Rate Swap									
March Futures	Short	03/2014	3	USD	(5)	USD	1 USD	0	
先物取引 計				USD	(5)	USD	1 USD	0	

スワップ:

金利スワップ

変動利率の		変動利率インデック		変動証拠金									
受払い	ス	固定利率	満期日	想定元本		評価額		評価（損）益		資産		負債	
Pay	3-Month	USD-											
	LIBOR		1.250%	09/05/2018	USD	3,800	USD	(8)	USD	(8)	USD	0	USD (4)
Pay	3-Month	USD-											
	LIBOR		1.400%	09/05/2018		400		2		2		0	0
Receive	3-Month	USD-											
	LIBOR		2.000%	06/19/2023		9,700		514		355		14	0
Receive	3-Month	USD-											
	LIBOR		2.750%	06/19/2043		400		61		(14)		0	0
							USD	569	USD	335	USD	14	USD (4)
スワップ 計							USD	569	USD	335	USD	14	USD (4)

金融デリバティブ取引：取引所取引または精算所決済取引の要約

以下は、2014年2月28日現在の取引所取引または精算所取引の金融デリバティブ取引に係る評価額の要約である。

(d) 2014年2月28日現在、現金 335 アメリカ・ドルが取引所及び精算所決済による金融デリバティブ取引に係る担保として差し入れられている。相殺に関する詳細は財務諸表の注記7の「主なリスク」を参照。

金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
評価額		証拠金資産		評価額		証拠金負債	

	オプション				オプション（売）			
	（買い）	先物	スワップ	計	り）	先物	スワップ	計
取引所取引または精算所決済取引 計	USD 0	USD 1	USD 14	USD 15	USD 0	USD 0	USD (4)	USD (4)

(e) 金融デリバティブ取引：店頭取引

外国為替予約取引

取引先	決済月	売為替		買為替		評価（損）益	
		通貨	金額	通貨	金額	資産	負債
CBK	03/2014	EUR	1,832	USD	2,525	USD 0	USD (5)
CBK	05/2014	USD	279	JPY	28,419	0	0
DUB	04/2014		687	EUR	498	1	0
FBF	03/2014		46		34	0	0
HUS	04/2014	EUR	33	USD	46	0	0
HUS	05/2014	USD	115	JPY	11,723	0	0
JPM	05/2014	JPY	11,700	USD	115	0	0
						USD 1	USD (5)

J (CNY) クラスの外国為替予約取引

取引先	決済月	売為替		買為替		評価（損）益	
		通貨	金額	通貨	金額	資産	負債
BOA	04/2014	CNY	812	USD	133	USD 0	USD 0
BRC	04/2014		129		21	0	0
FBF	04/2014		4,803		787	4	0
FBF	04/2014	USD	0	CNY	2	0	0
JPM	04/2014	CNY	4,416	USD	724	3	0
JPM	04/2014	USD	91	CNY	555	0	0
RBC	04/2014	CNY	8,343	USD	1,365	5	0
RBC	04/2014	USD	213	CNY	1,302	0	(1)
UAG	04/2014		23,180		141,814	0	(56)
						USD 12	USD (57)

J (IDR) クラスの外国為替予約取引

取引先	決済月	売為替		買為替		評価（損）益	
		通貨	金額	通貨	金額	資産	負債
BRC	03/2014	USD	22	IDR	255,530	USD 0	USD 0
FBF	03/2014		6,394		77,721,904	325	0
JPM	03/2014	IDR	11,302,693	USD	962	0	(15)
JPM	03/2014	USD	355	IDR	4,180,405	7	0
JPM	04/2014		5,689		68,689,995	205	0

RBC	03/2014	IDR	3,211,881	USD	276	0	(2)
SCX	03/2014	USD	8,535	IDR	103,001,205	370	0
SCX	04/2014		2,766		34,311,210	178	0
UAG	03/2014		6,005		73,751,153	372	(1)
UAG	04/2014		5,507		68,692,373	387	0
UAG	05/2014		5,653		68,689,996	202	0
				USD	2,046	USD	(18)

J (INR) クラスの外国為替予約取引

評價（損）益									
取引先	決済月	売為替		買為替		資産		負債	
BOA	04/2014	USD	9,128	INR	584,394	USD	230	USD	0
BRC	04/2014		18,165		1,159,766		408		0
FBF	04/2014	INR	117,426	USD	1,853		0		(28)
JPM	04/2014		148,954		2,362		0		(24)
JPM	04/2014	USD	643	INR	40,815	USD	11	USD	0
RBC	04/2014	INR	103,374	USD	1,626		0		(29)
RBC	04/2014	USD	721	INR	45,824		13		0
UAG	04/2014	INR	12,523	USD	197		0		(3)
UAG	04/2014	USD	18,827	INR	1,200,431		397		0
						USD	1,059	USD	(84)

J (JPY, HEDGED) クラスの外国為替予約取引

				評價（損）益					
取引先	決済月	売為替		買為替		資産	負債		
BOA	03/2014	JPY	13,012	USD	127	USD	0	USD	0
BOA	03/2014	USD	4,701	JPY	482,795		29		0
BPS	03/2014	JPY	13,205	USD	130		1		0
BPS	03/2014	USD	4,868	JPY	499,833		30		0
BPS	04/2014		198		20,206		0		0
BRC	03/2014	JPY	546,370	USD	5,332		0		(21)
BRC	03/2014	USD	4,364	JPY	448,385		29		0
BRC	04/2014	JPY	11,332	USD	111		0		0
BRC	04/2014	USD	4,966	JPY	508,900		21		0
CBK	03/2014	JPY	11,049	USD	108		0		0
DUB	03/2014		260,816		2,553		0		(2)
DUB	04/2014	USD	2,554	JPY	260,816		2		0
FBF	03/2014	JPY	515,197	USD	5,044		0		(4)
FBF	04/2014	USD	5,044	JPY	515,197		4		0
JPM	03/2014	JPY	553,472	USD	5,409		0		(14)
JPM	03/2014	USD	4,828	JPY	493,591		8		0

JPM	04/2014		5,410		553,472	14	0		
WST	03/2014	JPY	13,687	USD	134	0	0		
WST	03/2014	USD	22	JPY	2,204	0	0		
						USD	138	USD	(41)
為替予約取引 計						USD	3,256	USD	(205)

オプション（買い）

外国為替オプション

取引先	銘柄	行使価格	満期日	額面	原価	評価額
BRC	Call - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	/ 105.000	11/20/2014	USD 760	USD 18	USD 16
オプション（買い） 計						USD 18 USD 16

オプション（売り）

外国為替オプション

取引先	銘柄	行使価格	満期日	額面	プレミアム（受取）	評価額
BRC	Put - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	/ 95.000	11/20/2014	USD 760	USD (19)	USD (9)
オプション（売り） 計						USD (19) USD (9)

コール・プット売建オプション取引（2014年2月28日に終了した年度）

		取引数		想定元本 （単位：USD）		プレミアム
Balance	at					
02/28/2013		0	USD	42,800	USD	(79)
Sales		20		79,460		(251)
Closing Buys		(10)		(17,400)		56
Expirations		(10)		(104,100)		255
Exercised		0		0		0
Balance	at					
02/28/2014		0	USD	760	USD	(19)

スワップ:

社債、国債及び米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ（プロテクション売り）⁽¹⁾

		インプライド・クレジット															
				固定利率		ト・スプレッド2014年2				プレミアム		スワップ取引、評価					
取引先	参照組織			（受取り）	償還日	月28日 ⁽²⁾		想定元本 ⁽³⁾		支払/(受取)	評価益			資産	負債		
CBK	Gazprom OAO Via Gaz																
	Capital S.A.			1.000 %	12/20/2015	1.444%		USD	600	USD	(4) USD	1	USD	0	USD (3)		
GST	Brazil Government																
	International Bond			1.000 %	03/20/2016	0.761%			500		(1)	4		3	0		
HUS	Colombia Government																
	International Bond			1.000 %	03/20/2016	0.561%			500		4	2		6	0		
										USD	(1) USD	7	USD	9	USD (3)		

- (1) ファンドがプロテクションの売り手でスワップ取引に係る契約に基づいたクレジット・イベントが発生した場合、ファンドは、スワップの想定元本に見合う金額をプロテクションの買い手に支払い、かつ参照指数を構成する参照債務または原資産を受け取るか、参照指数を構成する参照債務または原資産のスワップの想定元本との評価差額を同等の現金または有価証券で支払う。
- (2) 絶対的な表示であり、社債、米国の地方債及び国債に係るクレジット・デフォルト・スワップ取引の評価額を決定する期末時点のインブライド・クレジット・スプレッドは、履行リスクの現状を示す指標としての役目を果たし、クレジット・デリバティブに対するデフォルトの可能性やそのリスクを考慮するために利用される。個別の参照組織のインブライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの売買コストを反映し、契約の締結に必要な当初の手数料を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用の健全性の低下や、契約に基づき定義されたデフォルトまたはその他のクレジットイベントの発生する可能性やそのリスクがより高まっていることを示している。
- (3) スワップ取引に係る契約に基づいたクレジット・イベントが発生した場合、ファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払いを要求される可能性のある最大限の金額またはクレジット・プロテクションの買い手として受け取ることができる最大限の金額。

金融デリバティブ取引：店頭取引の要約

以下は、2014年2月28日現在の店頭金融デリバティブ取引及び担保差入（受入）に係る評価額の取引先別の要約である。

取引先	金融デリバティブ資産								金融デリバティブ負債													
																	エクスポージャー					
	外国為替		オプション				店頭取引		外国為替		オプション				店頭取引		店頭デリバ		担保(受		ジャー(純額)	
	予約取引		(買い)		スワップ		計		予約取引		(売り)		スワップ		計		ティップ評価額		入)		(4)	
BOA	USD	259	USD	0	USD	0	USD	259	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	259	USD	0	USD	259
BPS		31		0				31		0		0		0		0		31		0		31
																				(280)		
BRC		458		16				474		(21)		(9)		0		(30)		444				164
																				(10)		
CBK		0		0				0		(5)		0		(3)		(8)		(8)				(18)
DUB		3		0				3		(2)		0		0		(2)		1		0		1
																				(280)		
FBF		333		0				333		(32)		0		0		(32)		301				21

GST	0	0	3	3	0	0	0	0	3	0	3
HUS	0	0	6	6	0	0	0	0	6	0	6
JPM	248	0	0	248	(53)	0	0	(53)	195	0	195
RBC	18	0	0	18	(32)	0	0	(32)	(14)	0	(14)
										(280)	
SCX	548	0	0	548	0	0	0	0	548		268
										(1,110)	
UAG	1,358	0	0	1,358	(60)	0	0	(60)	1,298		188
WST	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店頭取引 計	USD 3,256	USD 16	USD 9	USD 3,281	USD (205)	USD (9)	USD (3)	USD (217)			

(4) エクスポージャー（純額）とは、デフォルトなどの出来事が生じた場合に取引先からまたは取引先に対して義務が生じる受取額または支払額の純額のことである。店頭金融デリバティブ取引に係るエクスポージャーは、法的に同一な企業に対する同一の契約に基づいた取引のみ相殺することができる。相殺に関する詳細は財務諸表の注記7の「主なリスク」を参照。

金融デリバティブ取引の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャーによって分類されたデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2014年2月28日現在の貸借対照表上の金融デリバティブ取引の公正価値

ヘッジ取引として計上されていないデリバティブ取引											
	商品取引		債券取引		株式取引		外国為替取引		金利取引		合 計
金融デリバティブ取引—資産											
取引所取引または精算所決済取引											
先物	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	1	USD 1
スワップ		0		0		0		0		14	14
	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	15	USD 15
店頭取引											
為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	3,256	USD	0	USD 3,256
オプション（買い）		0		0		0		16		0	16
スワップ		0		9		0		0		0	9
	USD	0	USD	9	USD	0	USD	3,272	USD	0	USD 3,281
	USD	0	USD	9	USD	0	USD	3,272	USD	15	USD 3,296
金融デリバティブ取引—負債											
取引所取引または精算所決済取引											
スワップ	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(4)	USD (4)
店頭取引											
為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(205)	USD	0	USD (205)
オプション（売り）		0		0		0		(9)		0	(9)

スワップ

	0	(3)	0	0	0	(3)					
USD	0	USD	(3)	USD	0	USD	(214)	USD	0	USD	(217)
USD	0	USD	(3)	USD	0	USD	(214)	USD	(4)	USD	(221)

2014年2月28日現在の損益計算書上の金融デリバティブ取引の影響

ヘッジ取引として計上されていないデリバティブ取引

	商品取引		債券取引		株式取引		外国為替取引		金利取引		合 計	
金融デリバティブ取引に係る実現（損）益												
取引所取引または精算所決済取引												
オプション（売り）	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	9	USD	9
先物		0		0		0		0		(77)		(77)
スワップ		0		0		0		0		(80)		(80)
	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(148)	USD	(148)
店頭取引												
為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(16,165)	USD	0	USD	(16,165)
オプション（売り）		0		0		0		0		(88)		(88)
スワップ		0		(25)		0		0		0		(25)
	USD	0	USD	(25)	USD	0	USD	(16,165)	USD	(88)	USD	(16,278)
	USD	0	USD	(25)	USD	0	USD	(16,165)	USD	(236)	USD	(16,426)
金融デリバティブ取引に係る未実現（損）益の変動												
取引所取引または精算所決済取引												
先物	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(5)	USD	(5)
スワップ		0		0		0		0		434		434
	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	429	USD	429
店頭取引												
為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	2,681	USD	0	USD	2,681
オプション（買い）		0		0		0		(2)		0		(2)
オプション（売り）		0		0		0		10		(54)		(44)
スワップ		0		7		0		0		0		7
	USD	0	USD	7	USD	0	USD	2,689	USD	(54)	USD	2,642
	USD	0	USD	7	USD	0	USD	2,689	USD	375	USD	3,071

公正価値測定

以下は2014年2月28日現在で当ファンドの資産・負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値の要約である。

公正価値

2014年2月28日

分類及びサブ分類	レベル1	レベル2	レベル3	現在
有価証券 時価				
バミューダ				
Corporate Bonds &				
Notes	USD 0	USD 4,595	USD 0	USD 4,595
ブラジル				
Corporate Bonds &				
Notes	0	623	0	623
イギリス領バージン諸島				
Corporate Bonds &				
Notes	0	12,449	0	12,449
ブルガリア				
Corporate Bonds &				
Notes	0	570	0	570
ケイマン諸島				
Corporate Bonds &				
Notes	0	36,308	0	36,308
チェコ共和国				
Corporate Bonds &				
Notes	0	433	0	433
ドミニカ共和国				
Corporate Bonds &				
Notes	0	656	0	656
香港				
Corporate Bonds &				
Notes	0	9,852	0	9,852
インド				
Corporate Bonds &				
Notes	0	4,249	0	4,249
インドネシア				
Corporate Bonds &				
Notes	0	9,122	0	9,122
アイルランド				
Corporate Bonds &				
Notes	0	2,009	0	2,009
カザフスタン				
Corporate Bonds &				
Notes	0	2,192	0	2,192
オランダ				

Corporate Bonds &				
Notes	0	2,310	0	2,310
フィリピン				
Corporate Bonds &				
Notes	0	2,373	0	2,373
ルーマニア				
Corporate Bonds &				
Notes	0	146	0	146
ロシア				
Corporate Bonds &				
Notes	0	2,539	0	2,539
シンガポール				
Corporate Bonds &				
Notes	0	7,083	0	7,083
韓国				
Corporate Bonds &				
Notes	0	1,506	0	1,506
スウェーデン				
Corporate Bonds &				
Notes	0	670	0	670
トリニダード・トバゴ				
Corporate Bonds &				
Notes	0	125	0	125
イギリス				
Corporate Bonds &				
Notes	0	5,481	0	5,481
アメリカ				
U.S. Treasury				
Obligations	0	9,176	0	9,176
Short-Term				
Instruments	0	4,757	0	4,757
有価証券 計	USD 0	USD 119,224	USD 0	USD 119,224

金融デリバティブ取引—資産

取引所取引または				
精算所決済取引	1	14	0	15
店頭	0	3,281	0	3,281
	USD 1	USD 3,295	USD 0	USD 3,296

金融デリバティブ取引—負債

取引所取引または				
精算所決済取引	0	(4)	0	(4)
店頭	0	(217)	0	(217)
	USD 0	USD (221)	USD 0	USD (221)

合 計	USD	1	USD	122,298	USD	0	USD	122,299
-----	-----	---	-----	---------	-----	---	-----	---------

2014年2月28日に終了した期間中に、レベル1及びレベル2の間で異動はなかった。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年 6 月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,873,328	50,524,513
投資信託受益証券	2,010,447,956	1,584,163,291
親投資信託受益証券	13,946,257	11,780,950
未収入金	30,948,477	170,826
流動資産合計	2,095,216,018	1,646,639,580
資産合計	2,095,216,018	1,646,639,580
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,484,710	10,764,338
未払解約金	50,941,961	34,165,173
未払受託者報酬	50,611	40,415
未払委託者報酬	3,138,471	2,506,029
その他未払費用	133,699	91,199
流動負債合計	67,749,452	47,567,154
負債合計	67,749,452	47,567,154
純資産の部		
元本等		
元本	2,247,451,832	1,794,056,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	219,985,266	194,984,053
（分配準備積立金）	1,080,200	1,154,654
元本等合計	2,027,466,566	1,599,072,426
純資産合計	2,027,466,566	1,599,072,426
負債純資産合計	2,095,216,018	1,646,639,580

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成25年 6 月22日 平成25年12月24日	自 至	当期 平成25年12月25日 平成26年 6 月23日
営業収益				
受取配当金		120,369,373		85,094,497
受取利息		7,630		2,730
有価証券売買等損益		40,849,894		22,844,433
営業収益合計		79,527,109		62,252,794
営業費用				
受託者報酬		352,039		240,207
委託者報酬		21,829,475		14,895,812
その他費用		133,699		91,199
営業費用合計		22,315,213		15,227,218
営業利益又は営業損失（ ）		57,211,896		47,025,576
経常利益又は経常損失（ ）		57,211,896		47,025,576
当期純利益又は当期純損失（ ）		57,211,896		47,025,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,652,001		1,008,186
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		332,117,975		219,985,266
剰余金増加額又は欠損金減少額		157,796,919		54,246,198
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		157,796,919		54,246,198
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,511,803		2,603,541
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,511,803		2,603,541
分配金		100,016,304		72,658,834
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		219,985,266		194,984,053

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成25年12月25日から平成26年 6 月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年 6 月23日現在
1. 元本状況		
期首元本額	3,830,283,659円	2,247,451,832円
期中追加設定元本額	67,551,519円	24,164,074円
期中一部解約元本額	1,650,383,346円	477,559,427円
2. 受益権の総数	2,247,451,832口	1,794,056,479口
3. 元本の欠損	219,985,266円	194,984,053円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成25年 6 月22日 至 平成25年12月24日	当期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日																																
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 8,302,115円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 5,713,734円																																
2. 分配金の計算過程 第35期計算期間末（平成25年 7 月22日）に、投資信託約款に基づき計算した101,588,564円（1万口当たり269.98円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い122,577,302円（1万口当たり60円）を分配しております。	2. 分配金の計算過程 第41期計算期間末（平成26年 1 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した59,931,027円（1万口当たり270.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い113,299,309円（1万口当たり60円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>21,526,941円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>77,818,181円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>2,243,442円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>101,588,564円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(269.98円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>22,577,302円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(60円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	21,526,941円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	77,818,181円	分配準備積立金	2,243,442円	分配可能額	101,588,564円	（1万口当たり分配可能額）	(269.98円)	収益分配金	22,577,302円	（1万口当たり収益分配金）	(60円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>13,002,147円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>45,867,442円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>1,061,438円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>59,931,027円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(270.38円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>13,299,309円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(60円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	13,002,147円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	45,867,442円	分配準備積立金	1,061,438円	分配可能額	59,931,027円	（1万口当たり分配可能額）	(270.38円)	収益分配金	13,299,309円	（1万口当たり収益分配金）	(60円)
配当等収益（費用控除後）	21,526,941円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	77,818,181円																																
分配準備積立金	2,243,442円																																
分配可能額	101,588,564円																																
（1万口当たり分配可能額）	(269.98円)																																
収益分配金	22,577,302円																																
（1万口当たり収益分配金）	(60円)																																
配当等収益（費用控除後）	13,002,147円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	45,867,442円																																
分配準備積立金	1,061,438円																																
分配可能額	59,931,027円																																
（1万口当たり分配可能額）	(270.38円)																																
収益分配金	13,299,309円																																
（1万口当たり収益分配金）	(60円)																																
第36期計算期間末（平成25年 8 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した80,423,133円（1万口当たり267.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,051,095円（1万口当たり60円）を分配しております。	第42期計算期間末（平成26年 2 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した57,388,907円（1万口当たり267.81円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い112,857,399円（1万口当たり60円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>17,232,024円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>62,238,912円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>952,197円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	17,232,024円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	62,238,912円	分配準備積立金	952,197円	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>12,306,717円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>44,344,673円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>737,517円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	12,306,717円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	44,344,673円	分配準備積立金	737,517円																
配当等収益（費用控除後）	17,232,024円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	62,238,912円																																
分配準備積立金	952,197円																																
配当等収益（費用控除後）	12,306,717円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	44,344,673円																																
分配準備積立金	737,517円																																

分配可能額	80,423,133円
（１万口当たり分配可能額）	(267.32円)
収益分配金	18,051,095円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第37期計算期間末（平成25年９月24日）に、投資信託約款に基づき計算した74,085,078円（１万口当たり272.61円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,305,791円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	17,743,547円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	56,221,571円
分配準備積立金	119,960円
分配可能額	74,085,078円
（１万口当たり分配可能額）	(272.61円)
収益分配金	16,305,791円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第38期計算期間末（平成25年10月21日）に、投資信託約款に基づき計算した69,803,492円（１万口当たり276.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,133,836円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	16,176,982円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	52,181,752円
分配準備積立金	1,444,758円
分配可能額	69,803,492円
（１万口当たり分配可能額）	(276.74円)
収益分配金	15,133,836円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第39期計算期間末（平成25年11月21日）に、投資信託約款に基づき計算した65,930,300円（１万口当たり273.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い14,463,570円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	13,681,853円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	49,877,411円
分配準備積立金	2,371,036円
分配可能額	65,930,300円
（１万口当たり分配可能額）	(273.50円)
収益分配金	14,463,570円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第40期計算期間末（平成25年12月24日）に、投資信託約款に基づき計算した61,067,760円（１万口当たり271.72円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,484,710円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	13,084,191円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	46,502,850円
分配準備積立金	1,480,719円
分配可能額	61,067,760円
（１万口当たり分配可能額）	(271.72円)
収益分配金	13,484,710円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

分配可能額	57,388,907円
（１万口当たり分配可能額）	(267.81円)
収益分配金	12,857,399円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第43期計算期間末（平成26年３月24日）に、投資信託約款に基づき計算した54,283,243円（１万口当たり264.95円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,292,769円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	11,707,362円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	42,397,356円
分配準備積立金	178,525円
分配可能額	54,283,243円
（１万口当たり分配可能額）	(264.95円)
収益分配金	12,292,769円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第44期計算期間末（平成26年４月21日）に、投資信託約款に基づき計算した53,889,323円（１万口当たり269.54円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,995,781円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	12,913,271円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	40,774,026円
分配準備積立金	202,026円
分配可能額	53,889,323円
（１万口当たり分配可能額）	(269.54円)
収益分配金	11,995,781円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第45期計算期間末（平成26年５月21日）に、投資信託約款に基づき計算した50,887,138円（１万口当たり266.68円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,449,238円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	10,902,279円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	38,917,067円
分配準備積立金	1,067,792円
分配可能額	50,887,138円
（１万口当たり分配可能額）	(266.68円)
収益分配金	11,449,238円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第46期計算期間末（平成26年６月23日）に、投資信託約款に基づき計算した48,508,593円（１万口当たり270.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い10,764,338円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	11,429,893円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	36,589,601円
分配準備積立金	489,099円
分配可能額	48,508,593円
（１万口当たり分配可能額）	(270.38円)
収益分配金	10,764,338円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成25年12月25日 至 平成26年６月23日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年6月23日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成25年12月24日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,367
投資信託受益証券	2,033,980
合計	2,035,347

当期（平成26年6月23日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,155
投資信託受益証券	15,756,499
合計	15,757,654

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成25年12月24日現在）

該当事項はありません。

当期（平成26年6月23日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自 平成25年12月25日 至 平成26年6月23日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成25年12月24日現在	当期 平成26年6月23日現在
1口当たり純資産額 0.9021円 「1口＝1円（10,000口＝9,021円）」	1口当たり純資産額 0.8913円 「1口＝1円（10,000口＝8,913円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)	1,783,967,671	1,584,163,291	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	11,578,330	11,780,950	
合計 2 銘柄			1,795,546,001	1,595,944,241	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース」に記載のとおりであります。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 平成25年12月24日現在	第 8 期 平成26年 6 月23日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,109,217	12,364,011
流動資産合計	7,109,217	12,364,011
資産合計	7,109,217	12,364,011
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	461	55
未払委託者報酬	4,698	1,178
その他未払費用	640	91
流動負債合計	5,799	1,324
負債合計	5,799	1,324
純資産の部		
元本等		
元本	7,087,923	12,334,707
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,495	27,980
（分配準備積立金）	1,151	5,006
元本等合計	7,103,418	12,362,687
純資産合計	7,103,418	12,362,687
負債純資産合計	7,109,217	12,364,011

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第 7 期 平成25年 6 月22日 平成25年12月24日	自 至	第 8 期 平成25年12月25日 平成26年 6 月23日
営業収益				
有価証券売買等損益		11,662		1,909
営業収益合計		11,662		1,909
営業費用				
受託者報酬		461		55
委託者報酬		4,698		1,178
その他費用		640		91
営業費用合計		5,799		1,324
営業利益又は営業損失（　）		5,863		585
経常利益又は経常損失（　）		5,863		585
当期純利益又は当期純損失（　）		5,863		585
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）		4,863		86
期首剰余金又は期首欠損金（　）		51,944		15,495
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,226		41,270
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,226		41,270
剰余金減少額又は欠損金増加額		55,675		29,456
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		55,675		29,456
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（　）		15,495		27,980

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 8 期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成25年12月25日から平成26年 6 月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 7 期 平成25年12月24日現在	第 8 期 平成26年 6 月23日現在
1 . 元本状況		
期首元本額	26,291,397円	7,087,923円
期中追加設定元本額	8,804,659円	18,411,757円
期中一部解約元本額	28,008,133円	13,164,973円
2 . 受益権の総数	7,087,923口	12,334,707口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 平成25年 6 月22日 至 平成25年12月24日	第 8 期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第 8 期 自 平成25年12月25日 至 平成26年 6 月23日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 8 期 平成26年 6 月23日現在
1 . 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。
------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（平成25年12月24日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,992
合計	1,992

第8期（平成26年6月23日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,506
合計	1,506

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期（平成25年12月24日現在）

該当事項はありません。

第8期（平成26年6月23日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成25年12月25日 至 平成26年6月23日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成25年12月24日現在	第8期 平成26年6月23日現在
1口当たり純資産額 1.0022円 「1口＝1円（10,000口＝10,022円）」	1口当たり純資産額 1.0023円 「1口＝1円（10,000口＝10,023円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	12,151,363	12,364,011	
合計 1銘柄			12,151,363	12,364,011	

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年7月末現在)

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

資産総額	8,868,174,693 円
負債総額	55,485,271 円
純資産総額(-)	8,812,689,422 円
発行済数量	10,580,629,078 口
1単位当り純資産額(/)	0.8329 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

資産総額	1,582,562,004 円
負債総額	10,352,866 円
純資産総額(-)	1,572,209,138 円
発行済数量	1,764,174,462 口
1単位当り純資産額(/)	0.8912 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド(マネープールファンド)

資産総額	12,362,687 円
負債総額	608 円
純資産総額(-)	12,362,079 円
発行済数量	12,334,707 口
1単位当り純資産額(/)	1.0022 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	5,994,548,380 円
負債総額	15,670,680 円
純資産総額(-)	5,978,877,700 円
発行済数量	5,875,937,550 口
1単位当り純資産額(/)	1.0175 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等におい

て、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成26年7月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

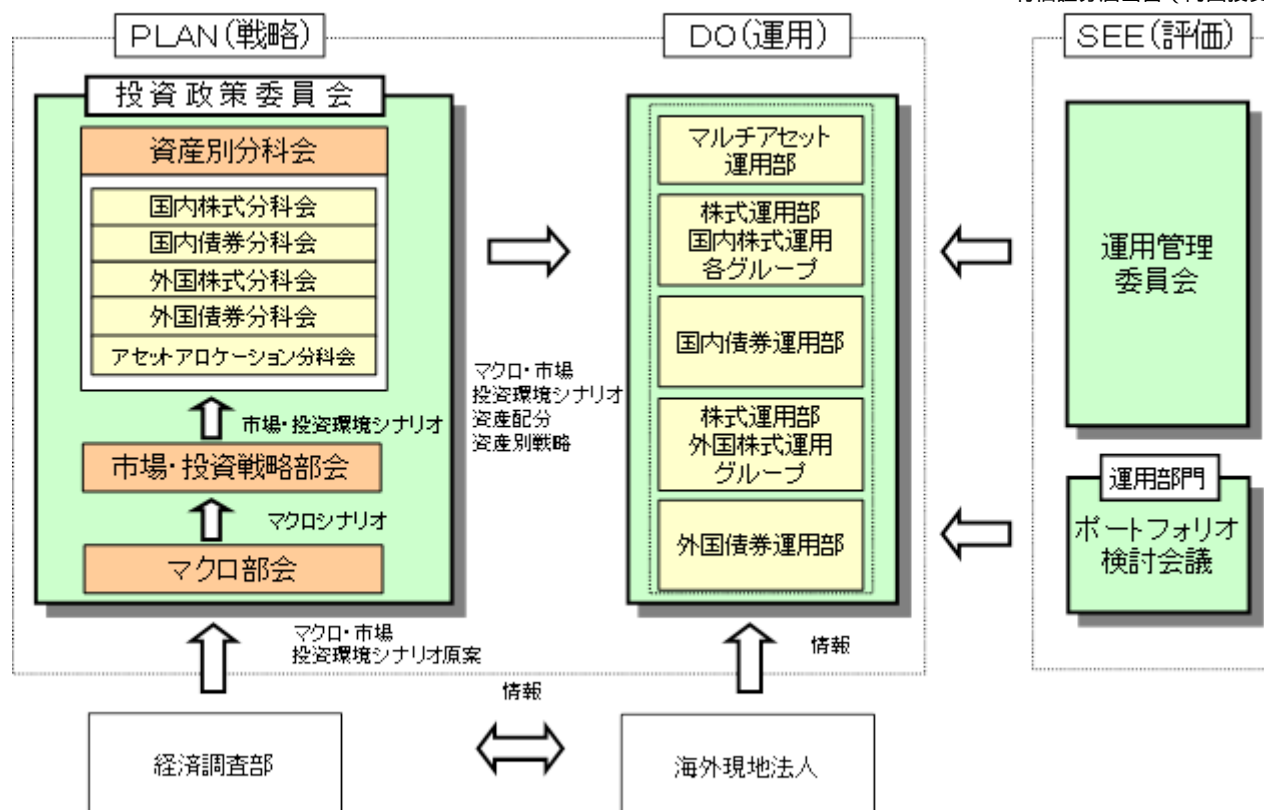
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年7月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、214本であり、その純資産総額は、約2,839,153百万円です（なお、親投資信託71本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	13	150,174百万円
追加型株式投資信託	196	2,650,350百万円
単位型公社債投資信託	5	38,628百万円
合計	214	2,839,153百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,579,316	17,588,077
前払費用		156,563	149,868
未収委託者報酬		2,378,328	2,410,896
未収運用受託報酬		799,736	895,204
未収収益		21,990	15,769
繰延税金資産		473,110	490,240
その他		3,144	13,019
流動資産計		21,412,190	21,563,076
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	183,873	162,431
器具備品	1	87,233	68,912
土地		710	710
リース資産	1	8,895	9,490
有形固定資産計		280,711	241,544
無形固定資産			
ソフトウェア		261,979	173,597
ソフトウェア仮勘定		-	3,150
電話加入権		12,706	12,706

無形固定資産計	274,685	189,454
投資その他の資産		
投資有価証券	5,125,836	5,381,370
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	1,904	2,299
長期差入保証金	509,430	511,366
出資金	132,660	132,660
繰延税金資産	548,043	611,818
その他	1,716	2,209
貸倒引当金	70,650	70,650
投資その他の資産計	7,418,714	7,740,848
固定資産計	7,974,112	8,171,846
資産合計	29,386,302	29,734,923

(単位：千円)

	第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,396	3,558
未払金	165,892	158,035
未払手数料	1,113,859	1,109,332
未払費用	1,127,749	1,020,908
未払法人税等	939,336	1,316,049
賞与引当金	880,000	955,000
役員賞与引当金	73,000	80,000
その他	20,203	21,473
流動負債計	4,323,437	4,664,357
固定負債		
リース債務	5,944	6,569
退職給付引当金	1,268,146	1,391,001
役員退職慰労引当金	148,470	116,430
固定負債計	1,422,561	1,514,000
負債合計	5,745,998	6,178,358

(単位：千円)

	第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	19,981,120	19,953,563
利益剰余金合計	21,424,851	21,397,294
株主資本合計	23,581,120	23,553,563
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,183	3,001
評価・換算差額等合計	59,183	3,001
純資産合計	23,640,304	23,556,565
負債純資産合計	29,386,302	29,734,923

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	2,960,778	3,557,574
委託者報酬	27,854,931	27,766,163
その他営業収益	90,710	69,161
営業収益計	30,906,420	31,392,899
営業費用		
支払手数料	13,056,993	13,355,205
広告宣伝費	175,532	204,927
公告費	1,059	269
調査費		
調査費	1,114,992	1,191,119
委託調査費	4,000,398	3,772,225

委託計算費	131,444	145,854
営業雑経費		
通信費	31,982	35,588
印刷費	404,102	495,807
協会費	27,397	26,478
諸会費	4,830	2,206
その他	30,634	34,597
営業費用計	18,979,368	19,264,279
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	201,630
給料・手当	2,883,776	2,983,202
賞与	55,582	92,691
退職金	4,450	5,583
福利厚生費	559,967	614,668
交際費	22,159	19,862
旅費交通費	146,403	167,353
租税公課	72,111	74,265
不動産賃借料	726,878	618,978
退職給付費用	213,305	222,235
固定資産減価償却費	79,314	77,093
賞与引当金繰入額	873,819	939,093
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	38,530
役員賞与引当金繰入額	67,700	87,400
諸経費	255,296	290,905
一般管理費計	6,200,926	6,433,492
営業利益	5,726,125	5,695,126
営業外収益		
受取配当金	25,045	34,957
受取利息	3,232	3,291
投資有価証券売却益	33,455	68,331
為替差益	2,945	1,706
その他	11,668	11,918
営業外収益計	76,346	120,205
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	23,470
その他	55	-
営業外費用計	55	23,470

経常利益		5,802,417	5,791,861
特別利益			
投資有価証券売却益		42,767	-
特別利益計		42,767	-
特別損失			
投資有価証券売却損	1	111,382	-
固定資産除却損		7	1,884
その他		4,575	-
特別損失計		115,965	1,884
税引前当期純利益		5,729,219	5,789,977
法人税、住民税及び事業税		2,213,779	2,321,531
法人税等調整額		32,604	49,846
法人税等合計		2,181,175	2,271,684
当期純利益		3,548,044	3,518,293

(3) 【株主資本等変動計算書】

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期末首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	18,204,076
当期変動額						
剰余金の配当						1,771,000
当期純利益						3,548,044
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計						1,777,044
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期末首残高	19,647,807	21,804,076	14,256	14,256	21,789,820
当期変動額					
剰余金の配当	1,771,000	1,771,000			1,771,000
当期純利益	3,548,044	3,548,044			3,548,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			73,440	73,440	73,440
当期変動額合計	1,777,044	1,777,044	73,440	73,440	1,850,484

当期末残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
-------	------------	------------	--------	--------	------------

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期末首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120
当期変動額						
剰余金の配当						3,545,850
当期純利益						3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						27,556
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期末首残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
当期変動額					
剰余金の配当	3,545,850	3,545,850			3,545,850
当期純利益	3,518,293	3,518,293			3,518,293
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			56,182	56,182	56,182
当期変動額合計	27,556	27,556	56,182	56,182	83,739
当期末残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～30年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた4,583千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」4,575千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
----------------------	----------------------

1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	354,743千円	建物	389,326千円
器具備品	307,425千円	器具備品	282,257千円
リース資産	7,382千円	リース資産	10,890千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	15,346千円	金額	11,273千円

（損益計算書関係）

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1.投資有価証券売却損	111,382千円	-

（株主資本等変動計算書関係）

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,545,850	利益 剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,515,050	利益 剰余金	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第41期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,579,316	17,579,316	-
(2) 未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	-
(3) 未収運用受託報酬	799,736	799,736	-
(4) 投資有価証券			

その他有価証券	5,074,700	5,074,700	-
資産計	25,832,081	25,832,081	-
(1) 未払手数料	1,113,859	1,113,859	-
(2) 未払費用（*1）	853,268	853,268	-
負債計	1,967,127	1,967,127	-

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,588,077	17,588,077	-
(2) 未収委託者報酬	2,410,896	2,410,896	-
(3) 未収運用受託報酬	895,204	895,204	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,330,234	5,330,234	-
資産計	26,224,413	26,224,413	-
(1) 未払手数料	1,109,332	1,109,332	-
(2) 未払費用（*1）	752,915	752,915	-
負債計	1,862,248	1,862,248	-

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第41期（平成25年3月31日）	第42期（平成26年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
(3) 長期差入保証金	509,430	511,366

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,579,316	-	-	-
未収委託者報酬	2,378,328	-	-	-
未収運用受託報酬	799,736	-	-	-

投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	1,106,722	4,006	-
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	-

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,588,077	-	-	-
未収委託者報酬	2,410,896	-	-	-
未収運用受託報酬	895,204	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	1,141,800	1,960,844	1,113,993	-
合計	22,035,978	1,960,844	1,113,993	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式

第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,683,580	3,683,580	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	1,391,120	1,400,000	8,880
小計	1,391,120	1,400,000	8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,171,477	3,105,800	65,677
小計	3,171,477	3,105,800	65,677

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,158,757	2,219,774	61,017
小計	2,158,757	2,219,774	61,017
合計	5,330,234	5,325,574	4,660

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,506,861	68,331	23,470

（退職給付関係）

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （平成25年3月31日）
退職給付債務	1,268,146
退職給付引当金	1,268,146

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
勤務費用	156,423
確定拠出年金掛金	56,882
退職給付費用	213,305

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算

しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付引当金の期首残高	1,268,146
退職給付費用	162,502
退職給付の支払額	76,988
その他	37,340
退職給付引当金の期末残高	1,391,001

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001
退職給付引当金	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 162,502千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、59,733千円であります。

（表示方法の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	78,096	89,569
賞与引当金	334,400	339,980
社会保険料	33,579	33,038
未払事業所税	5,144	4,961
その他	21,890	22,690
繰延税金資産合計	473,110	490,240

(2)固定資産

繰延税金資産

退職給付引当金	454,741	495,196
投資有価証券	2,469	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	55,431	41,449
その他	70,587	76,831
繰延税金資産小計	615,562	648,280
評価性引当額	34,803	34,803
繰延税金資産合計	580,759	613,477
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	32,716	1,659
繰延税金負債合計	32,716	1,659
繰延税金資産の純額	548,043	611,818

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は36,865千円減少し、法人税等調整額が36,865千円増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,766,163	3,557,574	69,161	31,392,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	5,028,224	未払手数料	536,727
その他の 関係 会社の 子会社	株式会社三井住友銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,621,684	未払手数料	250,310

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	----	-------------	---------------	---------------	-------------------	-----------	------------------	----	------------------

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	5,613,672	未払手数料	488,758
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,142,899	未払手数料	277,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	6,140円34銭	6,118円59銭
1株当たり当期純利益金額	921円57銭	913円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその

他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要 >

- ・ 資本金：51,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 投資顧問会社

名称

ピムコジャパンリミテッド

資本金の額

平成25年12月末現在：1,341万米ドル（約1,379百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成26年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.85円）によります。

事業の内容

金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【その他】**1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について**

- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
 - (11) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月1日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成25年12月25日から平成26年6月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成26年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月1日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成25年12月25日から平成26年6月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成26年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月1日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成25年12月25日から平成26年6月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成26年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。